

H24 年度 海外制度調査

ベトナムにおける教育産業制度調査

2012 年 12 月

独立行政法人 日本貿易振興機構 ハノイ事務所

目次

1.教育産業概要	1
(1)業界構造	1
(2)市場規模	3
(3)市場トレンド	6
2.外資参入に関する規制・法的制約	10
(1)外資規制	10
①外資参入の可否と資本比率の制限	10
②その他特殊な規制	11
(2)投資奨励策・外資優遇措置	11
①投資奨励業種の該非	11
②税制優遇措置	11
(3)教育産業特有の参入手続きにおける注意点	12
①申請先	12
②管轄省庁	12
③事業運営上の制約	13
(4)フランチャイズでの事業展開	17
3.営業許可・届出手続きなど	18
(1)事業の許認可・登録手続き	18
①事業関連法規	18
②営業許可・登録申請手順	18
③営業開始後の検査・報告	23
(2)就業者・指導者に必要な資格	25
①就業者に必要な資格	25
②日本人の持つ資格の有効性	26
③日本人就業者に対する規制(業務の範囲、就業者割合)	26
④事務職・教員の募集・採用	26
(3)進出相談が多いケースでの具体的な手続き方法	27
①インターネット上での英会話等の語学教室	27
②現地国家資格等を取得するための専門学校	35
4.教育産業の主な事業者に関する情報	45
5.重要な情報源の URL(法律・各省庁等)	48
6.関連省庁・業界団体など問い合わせ先リスト	52

ベトナムにおける教育産業制度調査

本調査はベトナムの語学学校や職業訓練、学習塾等の非公式教育産業について、産業の概要や法規を調査し、円滑な市場参加ができるようにすることを目的としたものである。

1.教育産業概要

(1)業界構造

ベトナムは発展途上国の中でも識字率¹が高く、勤勉な国民性、教育熱心な国として知られる。ただ、近年状況はかなり改善されたとは言え、幼稚園、小・中・高校、大学などの公式教育でも、不就学児童²、学校（教室）・教員の不足³、低質な教材・施設、詰め込み教育、理論偏重、成績主義といった問題を抱えている。

公式教育が国民に十分行き渡っているとは言えない状態であるなか、語学学校や職業訓練校といった非公式教育の活動は活発で、利用者も多いものの、産業としては未熟である。

非公式教育産業は、充実した統計がほとんどないため全体像がつかみ難いが、大まかには▽語学学校・パソコン教室⁴、▽職業訓練、▽学習塾の3つに分類される。

●語学学校・パソコン教室

教育訓練省統計によると、ベトナムの非公式教育産業で最も発展している業態（外資含め民間が多数参入）である語学学校・パソコン教室は、2010～2011 学年度が全国で 1,683 カ所、2011～2012 学年度が全国で 1,891 カ所となっている⁵。

語学学校は英語が中心で、大学付属の外国語センター⁶から個人経営の教室まで多様な形態があり、対象も幼稚園、小・中・高校生、大学・社会人など様々である。英語学校は生徒・学生向けを中心に社会人まで幅広いが、その他言語は大学・社会人向けが中心である。

2009 年の「Giao Duc&Thoi Dai Online」の報道では、語学学校はハノイとホーチミン市の 2 大都市に集中しており、外資の語学学校はホーチミン市で 52 施設、ハノイで 30 施設となっている⁷。

パソコン教室は学生や社会人向けが中心だが、高齢者向けの教室なども存在する。

●職業訓練

短大・大学に進学しなかった学生を中心に 2～3 年通う専門学校や、ビジネススクール、

¹ 2008 年の 10 歳以上の識字率は 93.1%。性別（男：95.9% 女：90.5%）、都市（96.1%）、農村（92.0%）で大差は無いが、地理的には、最高のはノイを含む紅河デルタの 96.7%に対し、最低は山岳少数民族が多い西北部の 80.3%とかなりの差がある。（統計総局「2010 年生活水準調査」）

² ベトナムの教育制度は小学校 5 年、中学校 4 年、高校 3 年。中学校までが義務（教育法第 11 条）だが、無償でないため財政的に通えない、中退する子供も多い。

³ 一昔前は学校・教室不足から午前または午後の半日授業が普通だった。近年は都市部を中心に朝から午後までの「全日制」が一般的。

⁴ ベトナムでは各種規定を含め語学学校とパソコン教室をひとくくり扱うことが多い。

⁵ 語学・情報センター（Trung Tam Ngoai ngu-Tin hoc）の数。公立・私立別の記載なし。

⁶ 大学外からも申し込み可能。

⁷ <http://gdttd.vn/channel/2741/200912/Quan-ly-cac-trung-tam-ngoai-ngu-mang-nhan-quoc-te-1918670/>

カルチャースクールのような数カ月の短期講座などを含め、工業、IT、経営、デザイン、調理、美容など様々な学校がある。公立が中心だが私立、日系など外資の事業展開も多い。

教育訓練省統計によると、専門学校(専門中級学校／下記参照)に通う学生は2012～2013学年度で61万人、これに対し高校は277万人、短期大(Cao dang)は80万1,000人、大学(Dai hoc)は148万1,000人と推計されている⁸。

ベトナムでは、職業訓練系の「専門学校」にいくつか形態がある⁹。本調査ではこれ以降、下記のように語義の直訳に近い語を使用する。

専門中級学校 (Truong Trung cap Chuyen nghiep): 「Truong」が「学校」、「Trung cap」が「中級」、「Chuyen nghiep」が「専業・プロ」の意。

教育訓練省の所管する職業教育施設で、基本的に入学選考は年1回。入学試験はなく、中学・高校の卒業試験結果、短大・大学の入学試験結果などを基に合否が判断される。

職業中級学校 (Truong Trung cap Nghe): 「Nghe」は職業の意。

労働傷病兵社会福祉省が所管し、育成プログラムや就職、大学への進学機会など、実質的に「専門中級学校」と大差はない。入学選考は年1回または複数回。入学試験は行なわれない。入学対象は中学校卒業者(育成期間3～4年)、高校卒業者(同1～2年)、中学・高校の卒業試験、短大・大学の入試結果などを基に合否が判断される。

職業訓練センター (Trung tam)

市場ニーズに応じた育成を行っているが、この学校での卒業が上級の学校に進学する入学資格を得たということにはならない。ほとんどの場合選抜試験はない¹⁰。語学、パソコン、職業訓練など各種職業訓練センターがある。

これらの学校で行なわれる職業教育も、次のような複数のレベルがある。

Trinh do So cap Nghe: 「Trinh do」は「レベル」、「So cap」が「初級」の意。

単純な1つの職業の遂行能力または1つの職業の幾つかの業務の遂行能力を身につける。プログラムは3カ月以上1年未満。教えることができる施設は、職業訓練センター(Trung tam Day Nghe)、職業中級学校、職業短大(Truong Cao dang Nghe／下記参照)、専門中級学校、短大・大学、企業など¹¹。本調査では「初級」とする。

⁸ Cao dang は1年半～3年、Dai hoc は4～6年学ぶ(教育法第38条)。順に College、University と英訳される。

⁹ http://www.thongtintuyensinh.vn/Trung-tam-va-trung-cap-khac-nhau-o-cho-nao_C85_D3469.htm

<http://www.tuvantuyensinh.edu.vn/>

¹⁰ http://www.thongtintuyensinh.vn/Trung-tam-va-trung-cap-khac-nhau-o-cho-nao_C85_D3469.htm

¹¹ 教育法・労働法の職業訓練条項の細則政令 139/2006/ND-CP 第6条、職業訓練法第II章1節

Trinh do Trung cap Nghe:

1つの職業の知識と遂行能力を身につけ、独立し業務を行い、業務に技術を応用できる力を身につける。プログラムは高校卒業者に1～2年、中学卒業者に3～4年実施される。教えることができる施設は職業中級学校、職業短大、専門中級学校、短大・大学¹²。同「中級」とする。

Trinh do Cao dang Nghe: 「Cao dang」は漢字で「高等」で、「中級」以上「大学」未満の教育を意味する。一般に「Cao dang」のみで「短大」と訳され、「Cao dang Nghe」は「職業短大」とする。

1つの職業の知識と業務の遂行能力を身につけ、独立し業務を行い、かつグループでの業務を組織する力を持ち、実際に生じた複雑な状況を解決でき、業務に技術を応用する能力、創造力を持つ。プログラムは高校卒業者に2～3年、「中級」卒業者に1～2年実施する。教えることができる施設は職業短大、短大・大学¹³。

本調査ではその主旨から、職業訓練校に関しては基本的に、「専門中級学校」「職業中級学校」「職業訓練センター」を扱い、「職業短大」は補足に留める。また、職業訓練の水準も基本的に「初級」「中級」のみを扱う。

●学習塾

学校の授業の補足や受験対策など、正規授業以外の教室形式の学習を「ホック・テム (Hoc them)¹⁴」と言い、一般的に行われている。

ただ日本の「学習塾」とは異なり、学校の教師が空いた時間や受験前に課外授業のように学校内で行うのが一般的である。小学校入学前に読み書きを教える教室もある。日本で一般的な「学習塾」は、日系企業による在住邦人向けの塾やベトナム人向けの「公文式」などがある。

なお、教育分野全体として2009年「Giao Duc&Thoi Dai Online」報道によると、外資教育施設の35%がハノイ、58%がホーチミン市に集中している¹⁵。

(2)市場規模

非公式教育産業についてはまとまったデータがほとんどなく、具体的な数字を挙げるのが難しいため、関連データにて大まかな規模を見ていきたい。

¹² 政令 139/2006/ND-CP 号第 6 条、職業訓練法第 II 章 2 節

¹³ 政令 139/2006/ND-CP 号第 6 条、職業訓練法第 II 章 3 節

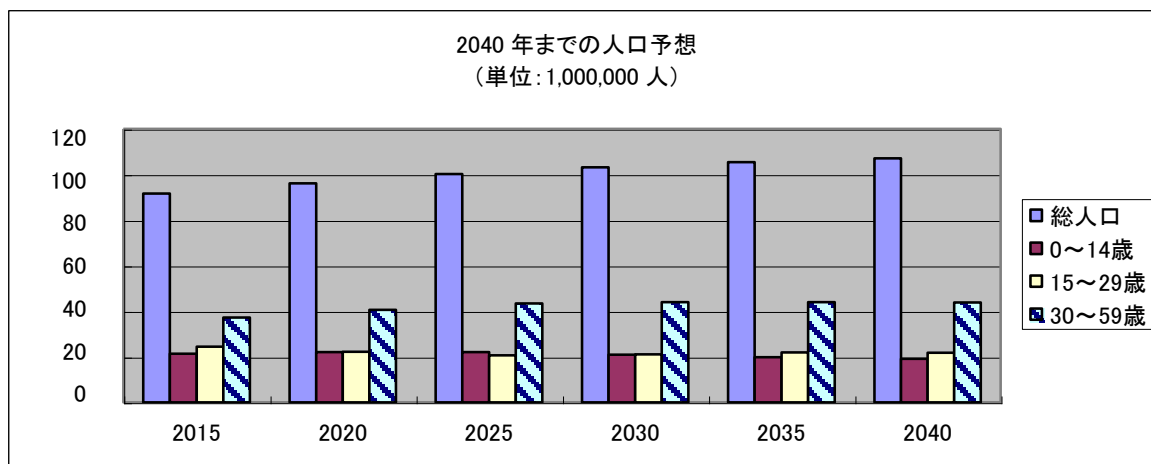
¹⁴ Hoc=学ぶ、Them=増す・加えるなどの意。指導者の立場からは「ザイ・テム (Day them)」。「Day」=「教える」

¹⁵ <http://gdttd.vn/channel/2741/200911/Co-so-GD-co-von-dau-tu-nuoc-ngoai-phai-thuc-hien-4-cong-khai-1914098/>

●人口・就学人口

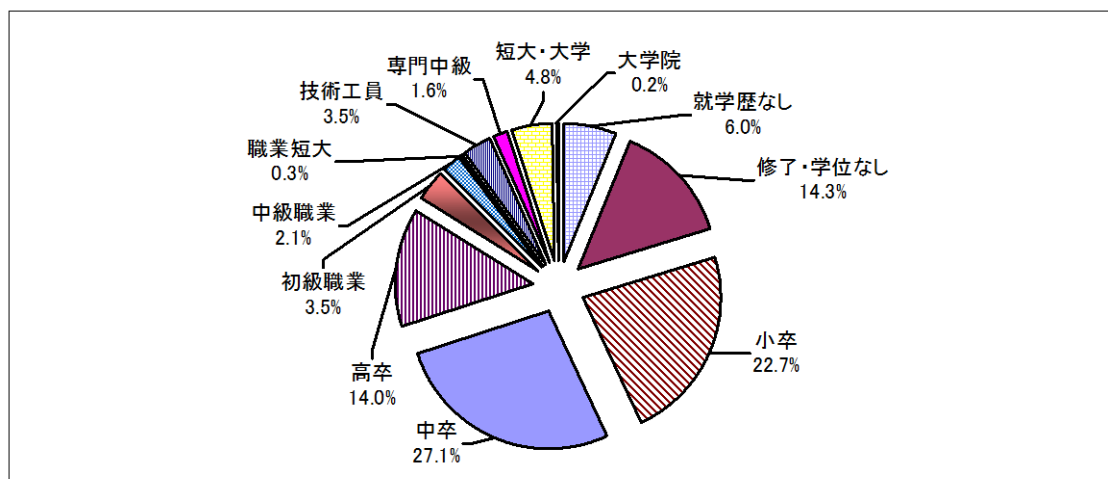
ベトナムの人口は約 8,800 万人（2011 年）、毎年 100 万人程度のペースで増加しており、早ければ 2022 年に 1 億人突破、2049 年に 1 億 2,000 万人程度になると予想されている¹⁶。

教育訓練省統計によると、就学人口（2011～2012 学年度）は▽幼稚園：387 万人、▽小学校：710 万人、▽中学校：493 万人、▽高校：276 万人、▽専門中級学校：62 万人、▽短大：76 万人、▽大学：145 万人となっている。



統計総局の「ベトナム人口予想 2009～2049」によると、平均的な増加予想で今後数十年は、義務教育を終える 14 歳までの人口、および高校生から 29 歳までの人口¹⁷はどちらも 2,000 万人程度で推移すると見られる。

●最終学歴（2010 年）



統計総局「生活水準調査 2010」¹⁸によると、2010 年のデータでは、15 歳以上で最終学

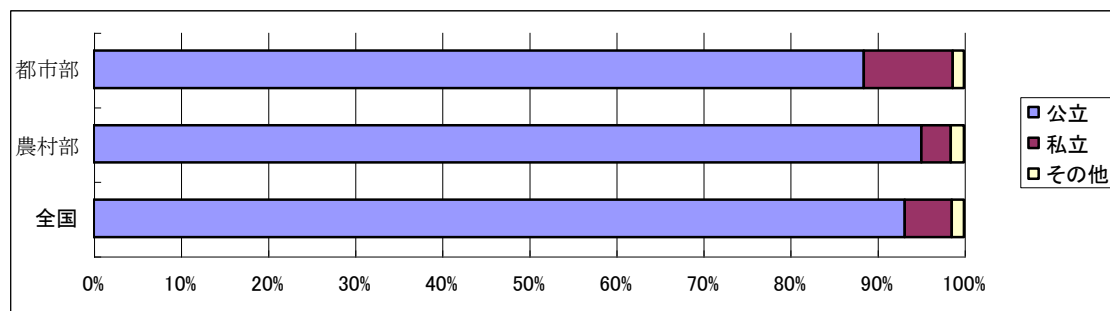
¹⁶ 統計総局「ベトナム人口予想 2009～2049」

¹⁷ 社会人でも単身者の人口が多く、スキルアップのため学校に通う、通いやすいと予想される年齢で区切った。

¹⁸ 全国 3,133 村／街区 (Xa/Phuong) の 6 万 9,360 世帯が調査対象。

歴が中卒以下の場合が全体の 7 割を占める。ベトナム戦争終結が 1975 年、ドイモイ政策導入が 1986 年と、歴史的背景から就学(進学)が厳しかった時代が色濃く反映されていると考えられる。一方で同調査によると、2010 年の全国純就学率¹⁹は▽小学校：91.9%、▽中学校：81.3%、▽高校：58.2%となっている。

●私学利用率（2010 年）



「生活水準調査 2010」によると、2010 年の全国の私学利用率は 5.4%、都市部が 10.2%、農村部が 3.4%となっている。都市部が全体の約 2 倍だが、これは財政的に余裕のある層が多いことや、私学の数が多いことが背景にあるだろう。

この調査では、高校や大学など学校形態の対象記述がないが、ベトナムでは大学など公式教育で、公立の方が「格上」という事実もある。近年人気が出ている一部インターナショナルスクールを除き、日本のようにブランド化している有名私立中学、高校、大学はほぼ無く、「名門校」「有名校」はいずれも公立で、私立は公立に落ちた学生が通う学校という面が強い。保護者も学費負担が少なく、優秀な教員も揃う公立に行かせたい人が多いようだ。

●教育への支出額

【過去 12 カ月の教育に対する 1 人当り平均支出額(2010 年)】

	全国	都市	農村	最貧困層 20%	最富裕層 20%
内容別					
学費	1,092	2,314	562	224	3,137
学校納入金	199	291	159	109	326
制服代	127	176	105	69	190
教科書代	190	244	166	105	285
学習用具	154	182	142	108	210
学習塾	361	741	197	99	830
その他	673	954	551	262	1,297

¹⁹ 教育を受けるべき年齢での就学率。

学校別					
幼稚園	1,425	2,459	838	493	2,856
小学校	1,123	2,533	636	402	3,288
中学校	1,519	3,108	1,029	655	3,604
高校	2,880	4,838	2,011	1,343	5,547
職業訓練	5,976	6,198	5,870	5,037	7,824
大学・短大（院含む）	10,146	12,753	8,100	6,612	15,315
形態別					
公立	2,451	3,804	1,919	1,059	4,609
私立（Dan Lap） ²⁰	8,595	11,704	5,242	2,217	13,859
私立（Tu Thuc） ²¹	12,327	15,009	4,329	1,829	25,599

（単位：1,000 ドン）

「生活水準調査 2010」によると、教育に対する支出は都市部と農村部で差が大きく、「学習塾」は 3 倍強である。都市部での費用がそもそも高いこと、学習熱が高いことが反映されていると考えられる。また最貧困層と最富裕層では学費で 14 倍、「学習塾」で 8 倍の差があり、小学～高校でも 4～8 倍の差がある。

ただこの統計では調査対象の詳細が記されておらず、実際にどのような金額が反映されているか不明だが、筆者の知るホーチミン市の都市部公立幼稚園では、毎月給食費等を含め 2010 年は月々 70 万ドン、2011 年は月々 100 万ドン程度徴収されている。

（3）市場トレンド

「業界構造」で大まかに分けた 3 業態を中心に見ていく。

●語学学校・パソコン教室

ベトナムで「語学学校」と言えば、ほぼ英語学校を指す。街のいたるところに存在し、小・中・高校生が通う「語学学校」はほぼ 100%英語と考えてよい。英語を幼少時から学ばせたい保護者は非常に多く、幼稚園や小学校低学年から通わせる例も多い。公立幼稚園でも園児に簡単な英語教室を開いているケースもある。

英語以外の言語は主に、大学や社会人になってから学ぶ例が多く、大学を含め当地で比較的多く学ばれている外国語は欧米言語でフランス語、ドイツ語、ロシア語、アジア言語で日本語、中国語、韓国語などである。日本などアジア企業による投資も多いため、ビジネスニーズでアジア言語を学ぶケースが多く、工業団地で開講されている外国語教室などは、「英・日・中・韓」の 4 カ国語で展開している場合が多い。

²⁰ 村・街区・町などのレベルの組織・個人により設立され、非営利目的で活動。（政令 75/2006/ND-CP 号第 18 条）

²¹ 社会組織や経済組織、個人により設立された学校。（政令 75/2006/ND-CP 号第 18 条）

パソコン教室は主に、ビジネススキルを習得する講座が大半で、受講生は主に大学生や若い社会人が中心だが、最近では高齢者向けの教室なども開かれ、好評を得ている。ほかコンピュータ関連では、画像処理やコンピュータグラフィックスなどの教室も多いほか、IT技術者を養成するコンピュータ学校も多数存在する。

●職業訓練

公立の工業技術系が多いが、サービス業の発展に伴い調理、美容などのサービス系、変わったところではバーテンダーやDJ養成などの教室もある。

企業と連携した育成を行う例が多く、就職に有利ということで、学生の学校選びのポイントになっている。ただ全般的には短大・大学に進学する例が増えており、専門学校によっては応募が少なく、規定枠に達さない例もある。また、企業が資金を出して必要な人材を育成するという方法は、費用対効果の低さなどから近年は陰りが見られている²²。

会計や経営といったビジネススキルを教える短・中期講座も多く存在する。工業団地などでも、経理など団地内労働者向けのスキルアップ講座が開かれている。

●学習塾

学校の授業の補足や受験対策が中心の「学習塾」だが、「考える力」を養わせる「算数・数学塾」がこのところ人気だ。

2007年にホーチミン市に最初の教室を開いた「公文式」は当初から膨大な待機者が出る²³ほどで、現在のところ同市のみだが、すでに13教室を開校している。米系の算数塾「Mathnasium」²⁴も、2011年3月にホーチミン市で2教室約400人でスタートしているが、約1年で全国23教室、8,000人に拡大している²⁵。

ほかパナソニックがハノイに開設している理科・数学体験型施設「リスピーア」も好評を得ているようだ。こういった施設が人気となっている背景には、ベトナムの公式教育が理論偏重の詰め込み暗記型で、子供の自主性や考える力が養われない、体験的でないといった保護者の不満があるようだ。

海外留学など外国式の教育への憧れも強く、外国系の、または外国人教員(英語教員)を充実させ、英語力、創造力、考える力、自主性を養うことを重視している私立「インターナショナルスクール」²⁶も人気である。この背景には、ベトナムの教育に対する不満はもちろんだが、「外国のものは優れている」「高級・高価なものはよい」という保護者の単純な高級志向、見栄もある。近年では「インターナショナルスクール」の良し悪しに対する認識も広がり、ベトナムの大学受験に対応できない、学費負担に耐え切れないと公立に戻すケ

²² <http://www.thanhvien.com.vn/pages/20121107/dao-tao-theo-nhu-cau-khong-con-suc-hut.aspx>

²³ 2010年全国新聞記事ネット (<http://www.47news.jp/47topics/jitsuryoku/4-1.html>) で「教室3カ所で生徒約2,500人、約3,000人が入会待ち」。

²⁴ <http://www.mathnasium.com/> ベトナム教室 <http://mathnasium.vn/vn/>

²⁵ <http://tuoitre.vn/Giao-duc/513876/Do-xo-cho-con-di-hoc-toan-tu-duy.html>

²⁶ 在住外国人子息が通うもの以外に、一般私立校でも「インターナショナル」という名前を付けている例が多くある。

ースも多いようだ。

【学習塾を取り巻く昨今の環境】

教育訓練省は 2012 年 5 月 16 日、「学習塾」について規定した通達 17/2012/TT-BGDDT 号を公告した。同年 7 月 1 日に発効したこの通達は、有料の「学習塾」について、実施の手続きや許認可等を定めている。

この規定で「学習塾」は、「教育訓練省が公布する普通教育プログラムの教育計画外の、普通教育プログラムに沿った内容の、学生から料金を徴収し行なう補足的な教育活動」と定義され、学校内で行なわれる「学習塾」を「公立教育施設（普通教育施設・職業訓練センター・生涯教育センター・地域社会学習センター・外国語／パソコンセンターを含む）で行なわれるもの」、学校外で行なわれるものを「上記教育施設以外で行なわれるもの」と定めている（同通達第 2 条）。

「学習塾」は原則、「正規学級で行なわない」「学習塾の 1 クラスは同学力の生徒とする」「学習塾実施者は活動許可を取得する」と定めている（第 3 条）。

「学習塾」を行ってはならない対象は、①午前～午後の全日制学校で学ぶ生徒・学生、②小学生（芸術・スポーツの養成、生活スキルの鍛錬を除く）、③大学・短大・専門中級・職業訓練校（における普通教育プログラムの学習塾）、④公立事業体から給与を得ている教員：a)学校外で学習塾を組織してはならないが、学校外での学習塾に参加することはできる、b)所属機関長の許可を得ずに、その教員が正規に教えている生徒に対して学校外でのザイ・テムを行ってはならない（第 4 条）。

学校外での学習塾は許可を取得し、教室を設置する村・街区・町（Thi tran）の人民委員会に、活動規則遵守、秩序・安全の維持、環境衛生の確保を誓約し、教室で活動許可書、指導者名簿、時間割、学費を公開する（第 6 条）。許認可は、高校の教育内容について省級人民委員長（または教育訓練局長）、小学・中学校の内容は県（Huyen）級人民委員長（または教育訓練室長）が行う（第 11 条）。

これまで「学習塾」は極めて無秩序であり、状況を是正する狙いがある。ただそもそも「学習塾」が行なわれている原因として、正規教育課程の不備・不足があるため、管理強化に対する反発も強い²⁷。

【在留邦人向け学習塾】

日本型の「学習塾」は、「公文式」を除き日系企業により日本人子息を対象に展開されている。日系企業の進出増とともに、家族で駐在する例も増えており、在留邦人は 2011 年 10 月現在 9,313 人²⁸、日本人子息が通うハノイ日本人学校（小学部・中学部）の生徒数は 297 人、ホーチミン日本人学校（同）は 325 人である。

²⁷ <http://nld.com.vn/20121027104333517p0c1017/day-them-hoc-them-quan-khong-duoc-thi-cam.htm>

²⁸ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/vietnam/kankei.html>

[ハノイ・ホーチミン日本人学校・補習校の生徒数]

	小 1	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	計	中 1	中 2	中 3	計	
ハノイ日本人学校	49	47	43	28	36	34	237	27	17	16	60	2012/4/9 現在
ホーチミン日本人学校	49	48	48	48	41	35	269	28	16	12	56	2012/7/2 現在
ホーチミン日本人補習校	17	17	15	15	9	4	77	7			7	2012/4/9 現在

(ハノイ日本人学校・ホーチミン日本人学校／補習校ウェブサイトより)

ホーチミン日本人学校の生徒数は、2006 年の 116 人から、2008 年に 200 人超²⁹、2012 年には 300 人超、ハノイの日本人学校も 2009 年 3 月の 248 人³⁰から、2012 年には約 300 人と急増し、学習塾ニーズも今後拡大すると予想されるが、対象となる生徒には注意が必要だ。日本では一般的に、学習塾の利用は中学校や高校から特に増えるが、上表を見ると、ハノイでもホーチミン市でも、中学生になると生徒数が大幅に減っている。

【外資教育施設を取り巻く昨今の環境】

近年、英語学校、ビジネス、職業訓練系を中心に、外国教育施設との提携プログラムを含め、外資系教育・指導機関は違反が増えており、検査、管理が強化されている。違反事例としては、労働許可証のない外国人教員の勤務や、認可されていない水準の教育・指導実施、活動期限切れ後の無許可営業などがある。教育訓練省は各国大使館を通じ状況是正を求めるなどしており、今後も管理は強化されと考えられる。

²⁹ <http://www.kaigaishijo.com/article/vietnam.php>

³⁰ <http://www.starts.co.jp/vietnam/life/>

2.外資参入に関する規制・法的制約

(1)外資規制

①外資参入の可否と資本比率の制限

2012 年 9 月 26 日、教育分野における外国との協力・投資について規定した政令 73/2012/ND-CP 号（以下、「政令 73 号」）が公告され、同年 11 月 15 日に発効した。従来の規定が置き換わったこの政令によると外国企業は、

①短期育成・養成施設

：外国語、パソコン、文化、技能、専門、業務の育成・養成センター

②幼稚園教育施設

：外国のプログラムで教育を行なう外国人子女向け

③普通教育施設

：外国のプログラムに則り教育を行い、外国の修了資格を授与する、外国人生徒および一部需要のあるベトナム人生徒向けの小・中・高校、および複数の段階の一貫普通教育校

④職業教育施設

：職業訓練センター、職業中級学校、専門中級学校、職業短大

⑤大学教育施設

：短大・大学

の 5 形態³¹で、「100%外資」または「地場投資家との合弁」により教育施設を設立できる。外資教育施設は、設立が認められた日からベトナム法人となる(政令 73 号第 20 条、21 条)。

また外国の職業教育施設、大学教育施設は、現地法人を設立せずベトナムの教育施設と連携し、外国の教育プログラムを実施することもできる（「育成の連携 (Lien ket Dao tao)」政令 73 号第 6 条、7 条)。

本調査ではこれ以降、特に断りの無い限り、新規則である政令 73 号に沿って記述する。この政令は幼稚園や普通教育、大学など公式教育に関する規則も網羅しているが、ここでは語学学校や職業訓練校など、主目的である非公式の教育施設のみ言及する。

政令 73 号発効で従来の規定は撤廃されたが、ベトナムの法制度は、基本となる「法律 (Luật)」が国会で制定され、その詳細を規定した「政令 (Nghị Định)」が政府より出され、その後政令の運用を案内した「通達 (Thông Tư)」が各省庁から出され本格運用となる

³¹ 各形態の定義は政令 73 号第 2 条、21 条

ケースが多い。そのためこの政令 73 号も今後、関係省庁から詳細を規定した通達が出る可能性が高い。

②その他特殊な規制

ベトナムの教育産業において、マレーシアのブミプトラ政策のような特殊な規制は存在しない。

ただ投資について規定した投資法第 29 条で教育・育成事業への投資は、規定条件を満たした場合に投資を認める条件付投資分野となっている。

また政令 73 号では、ベトナムの法律およびベトナムが加盟する国際条約で定める教育・育成、職業訓練分野での外国資本の参画を認め、教育訓練大臣や労働傷病兵社会福祉大臣がこの分野での外国投資を認める分野・職種リストを規定する（同政令第 3 条）と定めているが、2012 年 10 月の調査時点でこのようなリストの存在は確認できない。さらにベトナムは、世界貿易機関（WTO）加盟時に教育サービス分野について、技術、自然科学、経営マネジメント、経営科学、経済学、会計、国際法、語学育成に限って、外国組織・個人への市場参入を誓約しているほか、高等教育、大人向け教育、外国語の育成を含むその他教育サービスにおける育成プログラムは、教育訓練省の承認を受けねばならない。

ほか投資にあたっては、最低投資額や物理的施設などの条件があり、これは「(3)教育産業特有の参入手続きにおける注意点 ③事業運営上の制約」で詳述する。

(2)投資奨励策・外資優遇措置

①投資奨励業種の該非

投資法第 27 条で教育・育成への投資は、投資を奨励・優遇する分野として定めている。同法の詳細を規定した政令 108/2006/ND-CP 号附属書 1「投資優遇分野リスト」でも、「教育・育成施設のインフラ建設投資、幼稚園教育、普通教育、専門中級、職業訓練、大学教育の各段階の私立の学校、教育施設の建設投資」が優遇分野となっている。

②税制優遇措置

政令 73 号では、外資に対する税制の優遇等を特に定めていないが、投資法で定める優遇分野では、政令 108/2006/ND-CP 号第 25 条、26 条に基づき事業所得税や輸入税、土地使用税が優遇される。

事業所得税法によると、法人税率は基本的には 25%（同法第 10 条）だが、教育・育成、職業訓練分野で活動する企業には 10%が適用される（第 13 条）。またこれらの分野での新規設立企業には最大で当初 4 年間の免税、続く 9 年間の 50%減税が与えられる（第 14 条）。

また輸出税・輸入税法では、投資奨励プロジェクトの固定資産とする輸入品は免税（同法第 16 条）となり、育成分野の投資で政府が定めるリストに従い輸入される設備（同条 e 項）なども含まれる。ほか教育・育成事業のみに使用する輸入品は、輸入税の免税が検討さ

れる（第 17 条）。

非農業用地使用税法では、教育・育成など公共目的での使用は土地使用税の課税対象外（同法第 3 条）、投資奨励プロジェクトは 50%の減税と規定している（第 10 条）。

ほか付加価値税法では、教育および職業教育は課税対象外となっており、教科書類の出版、輸入も同様である（同法第 5 条）。

(3)教育産業特有の参入手続きにおける注意点

①申請先

投資法や同法の細則政令 108/2006/ND-CP 号、およびホーチミン市計画投資局、教育訓練局での聞き取りによると、教育分野での投資申請は基本的に、まず各省市の計画投資局で、教育・育成分野で活動する企業の設立手続き（投資申請）を行い、これが認可された上で、教育では各省市教育訓練局、職業訓練では労働傷病兵社会福祉局で活動登録する。

政令 73 号第 34 条では、投資ライセンス発給条件審査機関として、短期育成・養成施設、専門中級学校が各省市教育訓練局、職業訓練センター、職業中級学校が同労働傷病兵社会福祉局と定めている。同政令第 35 条では、投資ライセンスの発給手続きは、投資に関する法律に従うと定めるのみで申請先を明記していないが、投資に関する規則は政令 73 号発効前後で変更されていないため、従来どおり計画投資局での手続きになるようだ。この点について、政令を公布した政府に確認したものの、期日までに明確な回答は得られなかった。

②管轄省庁

ここではハノイとホーチミン市の計画投資局、教育訓練局、労働傷病兵社会福祉局を記載する。各局の上級機関は順に、計画投資省、教育訓練省、労働傷病兵社会福祉省となるが、各省の連絡先は、「6.関連省庁・業界団体など問い合わせ先リスト」にまとめる。

●ハノイ

・計画投資局

So Ke hoach va Dau tu TP.Ha Noi / Department of Planning and Investment Hanoi

住所：16 Cat Linh, Dong Da, Hanoi

TEL：84-4-3825-6637 Email: sokhdthanoi@hapi.gov.vn Website： <http://hapi.gov.vn/>

・教育訓練局

So Giao duc va Dao tao TP.Ha Noi / Department of Education and Training Hanoi

住所：23 Quang Trung, Hoan Kiem, Hanoi

TEL：84-4-3826-1433 Email： sogiaoduc@hanoiedu.vn Website： <http://hanoi.edu.vn>

・労働傷病兵社会福祉局

So Lao dong va Thuong binh Xa hoi TP.Ha Noi/Department of Labor-Invalids and Social Affairs Hanoi

住所：75 Nguyen Chi Thanh, Dong Da, Hanoi

TEL：84-4-3835-8868 Email: soldtbxh@hanoi.gov.vn

Website： <http://www.hanoi.gov.vn> (ハノイ市人民委員会)

●ホーチミン市

・計画投資局

So Ke hoach va Dau tu TP.Ho Chi Minh/Department of Planning and Investment Ho Chi Minh City

住所：32 Le Thanh Ton, Dist.1, Ho Chi Minh City

TEL：84-8-3827-2191 Email： skhdt@tphcm.gov.vn

Website： <http://www.dpi.hochiminhcity.gov.vn/>

・教育訓練局

So Giao duc va Dao tao TP.Ho Chi Minh/Department of Education and Training Ho Chi Minh City

住所：70 Le Thanh Ton, Dist.1, Ho Chi Minh City

TEL：84-8-3822-9360 Email： sgddt@hcm.gov.vn Website： <http://www.hcm.edu.vn/>

・労働傷病兵社会福祉局

So Lao dong va Thuong binh Xa hoi TP.Ho Chi Minh/Department of Labor-Invalids and Social Affairs Ho Chi Minh City

住所：159 Pasteur, Dist.3, Ho Chi Minh City

TEL: 84-8-3829-1302 Email： sldtbxh@tphcm.gov.vn

Website： <http://www.sldtbxh.hochiminhcity.gov.vn/>

③事業運営上の制約

外資教育施設の事業運営上の制約となる規則は次のようなものがある。

【投資額】

外資教育施設は設立にあたり次の最低投資額が必要となる。

- ・短期養成・育成施設：1 学生あたり 2,000 万ドン
- ・職業訓練センター：1 学生あたり 6,000 万ドン

- ・職業教育施設：1 学生あたり 1 億ドン

金額は、いずれも土地使用の費用を含まない。またこの最低投資総額は、育成規模が最も大きくなると予想される時点の全時間の学生数を基に算出する。職業教育施設でも同様に算出するが、最低投資額は 1,000 億ドンを下回ってはならない。

ただし、新規に物理的施設を建設せず、既存施設を貸借するのみ、またはベトナム側の既存施設による出資で活動する場合は、最低投資額はこの 70%で良い。

(政令 73 号第 28 条)

【物理的施設】

各施設で投資にあたって必要な施設は次の通り。

- ・短期育成・養成施設、職業訓練センター：

- a) 講義に適した照明、机・椅子、設備、用具のある教室
- b) 学習・講義用スペース：短期育成・養成施設は 1 学生あたり最低 2.5m²
職業訓練センターは同 4m²
- c) 学校経営者用の事務室、職員室、図書室、その他の機能を持った部屋
- d) 育成・管理に服する必要な設備

- ・職業教育施設：

- a) 1 学生あたり最低 25m²の学校建設用地（学校発展計画の最大規模の時点）
- b) 育成規模にあった教室数、講堂の揃った学習エリア
- c) 各部署、学科の組織構造に合った職務用の部屋、事務区、学校管理区を揃え、職業中級学校、専門中級学校では 1 学生最低 6m²を確保する
- d) 育成職種にあった図書室、実習室、実験室、工場、農場、試験農場
- e) 学校経営陣、教員、学生用の寮、クラブ、食堂、技術施設、医療、娯楽・スポーツ・文化活動に服する施設、衛生施設
- f) 育成職種の規模、育成水準に合った講義用設備、機械、育成用具

＜物理的施設の建設義務＞

- a) 20 年以上の活動登録をする外資教育施設³²は、物理的施設の建設計画を持ち、建設用地の引渡しまたは貸出について省級人民委員会の同意を得る。最大 5 年とする初期に各施設は、必要な物理的施設の賃借に関する契約または合意を持たねばならない。建設投資はプロジェクトの計画進度通りに行う。

³² 外資教育施設の活動期限は設立許可日から 50 年。場合により最大 70 年まで認められる。(政令 73 号第 25 条)

b) 20 年未満の活動登録では、物理的施設の建設は不要だが、学校、教室、工場、適切な付帯面積の賃借に関する契約、合意を持ち、少なくとも 5 年間は安定したものでなければならない。

(政令 73 号第 29 条)

【学校名称】

外資教育施設は、次の内容を含め、次の順序で名称をつけなければならない。

学校：「学校 (Truong)」 「育成レベル」 「固有名称」

短期育成・養成施設：「教育／育成センター (Trung tam giao duc/dao tao)」 「主な育成分野」 「固有名称」

職業訓練センター：「職業訓練センター (Trung tam day nghe)」 「主な育成分野」 「固有名称」

既に登録されている教育施設名と重複または誤解させるもの、ベトナムの歴史や文化、道徳、公序良俗に反する単語、記号などを用いてはならない。外資教育施設は、ベトナム語名の商号と同様の内容の英語（または一般的な外国語）の国際商号を持つことができる。

(政令 73 号第 22 条)

【教育プログラム】

外資教育施設で行なわれる教育プログラムは、教育の目標を示し、国防や国家安全保障、公益に害を与える内容を含めてはならず、布教活動や歴史の歪曲をしてはならず、ベトナムの文化、道徳、公序良俗に悪影響を与えてはならず、また育成レベル間での連続性に関する条件を整えなければならない。

外資教育施設は、「ベトナム国法で定めるベトナムの教育プログラム」「外国の短期養成・育成プログラム」「外国との育成の連携プログラムの枠組みにおける外国の中級レベル、短大、大学、修士、博士プログラム」を教えることができる。また、外資職業教育施設（職業訓練センターを除く）における外国の育成プログラムで学ぶベトナム人学生の必修科目は、教育訓練大臣、労働傷病兵社会福祉大臣が定める。

(政令 73 号第 30 条)

【学位・資格】

ベトナムで設立された外資教育施設は、次の学位・資格を授与または授与を提案できる。

a) ベトナムの国民教育制度の学位・資格

b) 外国の学位・資格制度の学位・資格（教育訓練省、労働傷病兵社会福祉省で認定を受け

る)

外資教育施設はベトナム国内での法的価値の認定を受けるため、教育訓練省または労働傷病兵社会福祉省で卒業証明書を登録する。

(政令 73 号第 23 条)

なおこれは主に幼稚園入園を制限した規則と考えられるが、政令 73 号第 24 条では、5 歳未満のベトナム人は、外国プログラムで受け入れてはならないと規定している³³。

●外国との育成の連携

政令 73 号では、既述のように「外国との育成の連携」という形態を認めている。外国側がベトナムに法人を作らず、既存国内教育施設と協力し教育プログラムを実施するもので、外国のプログラム、または双方で作成したプログラムに則った直接の育成ができ、プログラム全てをベトナムで、または一部をベトナム、一部を外国で実施できる。学位・資格はベトナムのもの、外国のもの、または双方を授与できる（同政令第 6 条）。

【物理的施設】

外国との育成の連携に使用する物理的施設、設備は、育成する分野、職業の要求に合ったもので、次のものを含む：▽教室、▽職員室、▽パソコン室、▽実習室、▽実験室、▽図書館、▽その他必要設備。講義、学習用面積は、最低 1 学生平均 5m²。

(政令 73 号第 11 条)

【プログラム・規模・講義の言語】

育成の連携プログラム、育成規模、講義の言語は次のように定められている。

1. ベトナムで実施する外国の育成プログラムは、外国で認証を受けたもの、または外国の認定機関（所管機関）により認定を受けた教育施設のプログラムであること。
2. 連携プログラムの育成規模は、物理的施設、設備、実験室、教員、管理者といったプログラムの質を確保できる条件に基づき確定する。これらの条件は、教育施設の学生選抜数の算出に使用した条件と重複してはならない。ベトナムの教育施設および外国の教育施設は、育成の連携計画のなかで育成の規模を提案し、承認を受ける。
3. 外国の学位を授与する育成の連携における各学問の講義に使用する言語は外国語でなければならない、ベトナム語または通訳を介した講義は認められない。ベトナムの学位・資

³³ ほか同条では、小・中学校、普通高校におけるベトナム人学生の受け入れ制限を規定。

格を授与する育成の連携プログラムは、通訳を介した講義ができる。

(政令 73 号第 12 条)

【育成の連携の学生選抜対象】

育成の連携では、学生の選抜対象を次のように定めている。

1. ベトナムの教育施設の学位を授与する場合は、ベトナムの法律で定める学生選抜条件を遵守する。
2. 外国教育施設の学位を授与する場合は、外国教育施設の入学条件に関する規定を遵守する。この条件は、当該国の外国教育施設における受け入れ条件に関する規則と合致し、教育訓練省または労働傷病兵社会福祉省の承認を受けねばならない。
3. ベトナムの教育施設および外国教育施設の学位を授与する場合は、双方の規定を守る。
4. 外国語レベル：

中級水準の育成の連携では、選抜される学生は少なくとも、ヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR) の B1 またはそれ相当のレベルがなければならない (必要に応じ正規講座を開始する前に、このレベルに学生が達することを支援する外国語養成講座を開くことができる)。

(政令 73 号第 13 条)

(4)フランチャイズでの事業展開

ベトナムでのフランチャイズ事業については、商法のフランチャイズ関連条項を規定した政令 35/2006/ND-CP 号および通達 09/2006/TT-BTM 号で定められている。ただこれは各分野共通の一般的な規定であり、教育分野での実際の事業展開にあたっては関係機関や現地パートナーへの確認が不可欠である。

育成の連携を実施できるのは、ベトナムで設立され合法的に活動する職業教育施設と外国で設立され合法的に活動する職業教育施設となる³⁴。ただし、外国の職業教育施設は外国の認定機関 (所管機関) を認定し、ベトナムの所管機関が認めた施設に限る。育成は、ベトナムの所管機関が認めた分野、職業、水準でしか行えない (第 7 条)。

育成の連携プログラムの活動期限は、承認日から 5 年以内で、毎回 5 年を超えない範囲で延長できる (第 9 条)。

ほか、事業展開の条件や申請手続き等の規則は各項目で別途記載する。

³⁴ ほかに大学同士での連携は可能。

3.営業許可・届出手続きなど

(1)事業の許認可・登録手続き

①事業関連法規

政令 73/2012/ND-CP 号の 2012 年 11 月 15 日発効に伴い、従来の規定である、ベトナムにおける外国文化・教育施設の設立・活動に関する 2001 年 5 月 24 日付政令 18/2001/ND-CP 号、診療、教育・育成、科学研究分野における外国との投資協力に関する 2000 年 3 月 6 日付政令 06/2000/ND-CP 号、ほか新政令に反する規定は撤廃された。

政令 73 号は新しい政令で、各種申請書類の様式等も定められておらず、今後通達などで詳細な規定が出る可能性が高い。

②営業許可・登録申請手順

外資教育施設の設立・活動許可までは大きく次のようなプロセスを辿る。

投資ライセンス交付 → 教育施設設立許可書交付 → 教育活動許可書交付
(政令 73 号第 26 条)

■投資ライセンスの交付手続き

【交付条件】

投資証明書（ライセンス）の交付を受けるには、外資教育施設は次の条件を満たさなければならない。

- a) 所管国家機関が承認した経済社会発展計画および教育施設網計画³⁵に合った教育施設設立投資プロジェクトを有する。
- b) 教育施設設立のプレ事業化可能性調査報告書（後述）がある。
- c) 地方より引き渡される、または貸し出される土地が確保されている。もしくは既存の物理的施設の賃借に関する合意がある。(P.14 ③事業運営上の制約【物理的施設】)
- d) 投資プロジェクトを実施する財政力がある。(P.14 ③事業運営上の制約【投資額】)。

(政令 73 号第 32 条)

【申請書類】

投資証明書申請にあたっては、次の書類が必要になる。

- a) 投資証明書交付申請書
- b) 投資家の法的資格を確認した書類：
[組織] 設立決定書または事業登録証明書、または相当する他の書類（公証済みの写し）
[個人] パスポート、ID カード（公証済みの写し）、履歴書、外国人は加えて司法履歴書（無犯罪証明書）。

³⁵ 各地方などでそれぞれ定められている。

c) 企業に関する法律、関連法に則った事業形態に応じた事業登録書類

d) 経済・技術的説明書：次の内容を含む

投資の目標、規模、投資先、投資額、実行計画、土地の必要性または既存の物理的施設の賃借に関する合意（P.14 ③事業運営上の制約【物理的施設】）、技術・環境対策、投資優遇の提案（該当ある場合）

e) 教育施設設立のプレ事業化計画書：次の内容を含む

・設立する教育施設の種類、教育施設設立の必要性、所管国家機関が承認した経済社会開発計画および教育施設網計画との適合性

・教育施設の名称、教育の目標・任務、建設・発展計画・育成規模、予定の管理運営組織

・授与を予定する学位・資格、物理的施設・設備、教育プログラム、教員（P.14「③事業運営上の制約」【物理的施設】【学位・資格】【教育プログラム】、P.27「(2)就業者・指導者に必要な資格」）

f) 規定の財政力を示す書類（P.14 ③事業運営上の制約【投資額】）

外国機関による証明書類は、ベトナムが加盟する国際条約で別の規定がある場合を除き、ベトナム外務省または在外のベトナム外交代表機関、領事機関または領事機能の委任を受けた機関で領事認証を受ける。

（政令 73 号第 33 条）

「P.29 (3)進出相談が多いケースでの具体的な手続き方法」で記載する、従来の制度に基づく【審査対象プロジェクトの投資証明書交付手続き＜各事業分野共通＞】の申請書類とは一部異なるが、実際の申請にあたり従来の書類も必要になるかは、現状はつきりしない。

【投資ライセンス交付条件の審査・プロセス・手続き】

政令 73 号第 34 条では投資ライセンス交付審査機関は、短期育成・養成施設、専門中級学校が各省市教育訓練局、職業訓練センター、職業中級学校が同労働傷病兵社会福祉局と定めている。一方第 35 条では、「投資証明書の交付プロセス、手続き、権限は投資に関する法律の規定に従う」と定めるのみで、具体的な申請機関を記していない。投資に関する法律は、政令 73 号発効前後で変更されていないため、投資ライセンスの申請機関は従来どおり各省市の計画投資局になると考えられる。

■教育施設の設立許可手続き

【交付条件】

外資教育施設は設立許可を得るにあたって、次の条件をクリアしなければならない。

a) 投資証明書が交付されている。

b) 教育施設設立の詳細計画書（後述）がある。

c) 物理的施設の建設が必要な場合は、省級人民委員会の土地引渡しまたは貸出書類（教育

施設の詳細の説明、設計を含む)、既存の物理的施設の賃借に関する合意、関連の法的書類がある。(P.14 ③事業運営上の制約【物理的施設】)

d) 物理的施設の建設が不要な場合は、既存の物理的施設の賃借に関する合意、関連の法的書類がある。

e) 規定の財政力がある。(P.14 ③事業運営上の制約【投資額】)

(政令 73 号第 36 条)

【申請書類】

a) 教育施設の設立許可申請書

b) 投資証明書(公証済みの写し)

c) 教育施設の設立詳細計画書: 次の内容を含む

・教育施設の名称、教育の目標・任務、教育活動の範囲、授与する学位・資格、予定の管理・運営組織構造

・教育施設の具体的な建設・発展計画、育成規模(物理的施設・設備について明記する)、教育プログラム、教員(P.14「③事業運営上の制約」の【学位・資格】、【教育プログラム】、P.27「(2) 就業者・指導者に必要な資格」)

d) 物理的施設の建設が必要な場合は、省級人民委員会の土地引渡しまたは土地賃貸に関する合意書(住所、面積、土地の境界を明記)、既存の物理的施設の賃借合意、関連の法的書類(P.14 ③事業運営上の制約【物理的施設】)

e) 物理的施設の建設投資計画(施設を建設する場合。教育施設の説明・詳細設計を含む)

f) 財政力を証明する書類(P.14 ③事業運営上の制約【投資額】)

(政令 73 号第 37 条)

【許可交付手順・手続き】

投資家は、原本 1 通を含む書類 6 通を準備し、短期育成・養成施設、専門中級学校は各省市教育訓練局、職業中級学校、職業訓練センターは同労働傷病兵社会福祉局に提出する。

書類受領日から 5 営業日以内に受領機関は書類の有効性を確認し、関係機関に見解を仰ぐ。有効でない場合、受領機関は書面で投資家に修正・補充を求める。書類受領機関からの意見付与要請を受けてから 10 営業日以内に関連機関は回答する。

有効な書類を受領してから 30 営業日以内に、書類受領機関は審査報告書を作成し、許可権者(短期育成・養成施設、職業教育施設の設立許可は省級人民委員長)に提出する。審査報告書の受領から 10 営業日以内に許可権者は教育施設の設立許可を決定する。却下する場合、許可権者の見解を受領した日から 5 営業日以内に、書類受領機関は投資家に理由を明示し書面で通知する。

(政令 73 号第 38 条)

■教育活動の許可

外資教育施設は、教育活動許可書が交付されなければ、教育活動は行うことができない。

設立許可決定の交付から 3 年（満 36 カ月）以内に職業教育施設は準備を完了し、教育活動登録書を提出する。同様に 2 年（満 24 カ月）以内に短期育成・養成施設、職業訓練センターは準備を完了し、教育活動登録書を提出する。この期限を過ぎても教育活動許可条件を整えられなければ、設立許可は取消される。

（政令 73 号第 45 条）

【交付条件】

教育活動を許可される条件は、次の通り。

1. 組織構造が完全なものになっている。
2. 法規に見合う組織・活動規則がある。
3. 規定の投資額、物理的施設、設備、教育プログラム、教員に関する条件を満たしている。
4. 学科（Nganh）³⁶ 開設手続きを行わなければならない場合は、その諸条件をクリアしている。

（政令 73 号第 46 条）

【申請書類】

1. 教育活動登録書
2. 教育施設設立許可決定書（公証済みの写し／設立許可申請書を添付）
3. 教育施設の組織・活動規則
4. 投資進捗、出資状況、融資、実行投資総額の報告書
5. 規定の投資額、物理的施設、教育プログラム、指導者に関する条件を満たすことの報告書（P.14「③事業運営上の制約」【投資額】【物理的施設】【教育プログラム】、P.27「(2)就業者・指導者に必要な資格」）

次の書類を添付：

- a) 校長（所長）、副校長（副所長）、各学科・部門の長、会計長の名簿
- b) 経営陣、教員（常勤・非常勤）の名簿（および各人の履歴書）
- c) 育成水準、分野、職業
- d) 講義プログラム・計画、学習資料、教科書のリスト、主要な参考資料のリスト
- e) 学生の選抜対象、規則、時期
- f) 育成規則
- g) 育成規模（生徒・学生）
- h) 学費その他関連費用に関する規定

³⁶ 「Nganh」は「中級学校」以上で設置。

- i) プログラム、モジュール、育成レベルの修了を検査、評価、認定する規則
- k) 学位・資格の証書様式

6. 学科開設手続きを行う教育施設は、学科開設に関する書類。

(政令 73 号第 47 条)

【許可交付手順・手続き】

教育活動登録書類は原本 1 通を含む 6 通を作成し、短期育成・養成施設、専門中級学校は各省市教育訓練局、職業訓練センター、職業中級学校は同労働傷病兵社会福祉局に提出する。

有効な書類を受領してから 20 営業日以内に書類受領機関は審査し報告書を作成、許可権者（短期育成・養成施設、専門中級学校は各省市教育訓練局長、職業訓練センター、職業中級学校は同労働傷病兵社会福祉局長）に提出する。審査報告書の受領日から 7 営業日以内に許可権者は回答する。

活動条件を満たさない場合、許可権者の見解を受領した日から 5 営業日以内に、書類受領機関は理由を明示し書面で回答する。

(政令 73 号第 48、49 条)

●外国との育成の連携の承認手続き

【申請書類】

育成の連携を行なうにあたっての申請書類は次の通り。

1. 連携双方が署名した、育成の連携計画承認提案書
2. 連携双方で交わした協力合意（契約）
3. 連携双方の法的資格を証明する書類：設立決定書、または設立許可書、それ相当の書類（公証済みの写し）
4. 連携を予定する分野での育成が認められた、ベトナム側、外国側の教育施設の証明書
5. 外国育成プログラムまたは外国教育施設の認証証書、または認定書
6. ベトナムの教育施設に対し、外国との育成の連携を行うことを認めた主管機関の承認書
7. 連携双方で作成し、署名した育成の連携計画書：次の内容を含む

育成の連携の必要性・目標、育成分野・水準、物理的施設・設備、講義プログラム・内容、予定の教員名簿（履歴書）、選抜対象・基準、育成規模、検査・評価の形式・実施方法、授与する学位・資格とベトナムの国民教育制度における学位と外国の学位の相当性、質の確保とリスク管理の対策、育成の連携の責任部署、プログラムの管理に参加するベトナム・外国教育施設代表者の履歴書、学費、ベトナム・外国個人・組織の財政的支援（該当ある場合）、経費予算・財政管理制度、連携双方の責任と権限、教育者・学生の責任と権限

(政令 73 号第 14 条)

【承認の手順・手続き】

連携双方は原本 1 通を含む書類 6 通を準備し、専門中級水準の育成連携は各省市の教育訓練局に、中級水準の職業訓練の連携の育成は同労働傷病兵社会福祉局に提出する。

受領から 5 営業日以内に書類受領機関は有効性を確認し、有効でない場合は連携双方に書面で修正や補充を通知する。有効な書類を受領してから 30 営業日以内に書類受領機関は審査し、許可権者（専門中級水準は各省市教育訓練局長、中級水準の職業育成は同労働傷病兵社会福祉局長）に提出する。

育成の連携計画書の審査報告書および承認決定草案を受領してから 5 営業日以内に許可権者は回答する。承認しない場合、許可権者の意見を受領してから 5 営業日以内に、書類受領機関は理由を明示し書類で回答する。

（政令 73 号第 15、16 条）

③営業開始後の検査・報告

育成の連携を行う教育施設、および外資教育施設は、教育活動の質について自己責任を負い、定期的に教育活動を自己評価し、ベトナムまたは外国の基準に合うよう質を確保、向上する。また教育訓練省や労働傷病兵社会福祉省の規定に則り、質の検定の定期登録を行なう（政令 73 号第 4 条）。ほか外資教育施設は、教育・職業訓練を直接管理する国家機関に、全体的な発展状況を毎年報告し、管理機関の要求に応じ適切に説明しなければならない（同第 27 条）。

この検定や年次報告について、下記に記載する育成の連携での報告以外に政令では詳細な規定を定めておらず、他に外資教育施設に限定した個別の規定も確認できない。ただ検定は、大学や専門中級学校、小学校、幼稚園などの学校形態別で規定されており、専門中級学校では 3 年に 1 度検定が行われる³⁷（決定 76/2007/QĐ-BGDDT 号 規定第 8 条）。職業訓練（労働傷病兵社会福祉省管轄）に関しては、現在試験的に検定が実施されているところで、今後の強制化の必要性が叫ばれている³⁸。

ほか、外資教育施設は設立時に、新聞上での設立の告知義務がある。

【設立の公表】

教育活動許可書の交付を受けてから 20 営業日以内に、少なくとも中央級の新聞 1 紙、地方の新聞 1 紙に次の内容で、5 号連続で設立を告知しなければならない。

1. ベトナム語と一般的な外国語での外資教育施設の名称
2. 投資証明書番号、発給日、発給機関、登録投資総額

³⁷http://vanban.chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/hethongvanban?class_id=1&_page=1&mode=detail&document_id=51695 同決定では、「公立」「私立」を対象に定め、「私立」の範疇に外資も含まれる。

³⁸ <http://www.vietnamplus.vn/Home/Cong-bo-ket-qua-kiem-dinh-chat-luong-day-nghe-2011/20127/148080.vnplus>
<http://www.baomoi.com/Home/GiaoDuc/daidoanket.vn/Thi-diem-kiem-dinh-chat-luong-day-nghe-Se-bat-buoc-de-co-lao-dong-chat-luong-cao/6602431.epi>

3. 教育施設設立許可書番号、発給日、許可機関
4. 教育活動許可書番号、発給日、発給機関、認められている活動
5. 学長（所長）の氏名
6. 教育施設の住所および関連情報：電話番号、ファクス番号、ロゴマーク、ウェブサイト（該当ある場合）、メールアドレス
7. 取引銀行に開設した口座番号

（政令 73 号第 51 条）

●外国との育成の連携の報告義務

育成の連携では、報告義務を次のように規定している。

・学位を授与する育成の連携

参加双方が、承認機関に育成の連携計画の実施状況を報告する。その教育施設に主管機関があれば、その主管機関にも報告する。

報告は毎学年度後に行い、育成の連携の承認決定内容の実現、講義・学習の実施状況、学生の学習結果、選抜学生数、卒業学生数、卒業率、授与した学位、財務報告、展開上の困難や利点、提案を含む。

・資格を授与する育成の連携

職業教育施設は、各省市の教育訓練局または労働傷病兵社会福祉局に報告する。

報告は 6 カ月毎に行い、連携の対象、講義プログラム・内容、授与した資格、育成を受けた人数、学生・教員、その他職員の責任と権限、財務報告、展開上の困難や利点、提案を含む。

また、育成の連携プログラムに関連する情報は、育成施設のウェブサイト上で、十分に明確に提供し、この内容の正確性に責任を負う。

（政令 73 号第 19 条）

* 新政令発効前に許可を受けた施設等の書類補充義務

政令 73 号の発効前に投資ライセンスおよび教育活動許可書の交付を受けた外資教育施設は、再審査を受ける必要はないが、教育施設の設立許可決定書の交付を受けるために、政令発効から 6 カ月以内に書類の補充・調整を行なわなければならない。

投資ライセンスが交付されているが、発効日までに教育活動許可書の交付を受けていない場合は、政令 73 号に則り、「教育施設の設立許可手続き」および「教育活動許可手続き」を行なう。発効日前に申請書類を提出したものの、投資ライセンスが交付されていない場合は、政令 73 号に則り、「投資ライセンスの交付申請手続き」「教育施設の設立許可手続き」

「教育活動許可手続き」を行なう。

育成の連携計画申請書を提出しているものの、承認されていない場合も政令第 73 号に則り、手続きをする。

(政令 73 号第 74 条)

(2)就業者・指導者に必要な資格

①就業者に必要な資格

指導者は次の条件を満たさなければならない。

・ 短期育成・養成施設：担当講義に適した分野の短大またはそれ以上の最終学歴。

教員数は、学生 25 人に対し教員 1 人以上。

・ 職業教育施設：政令 73 号第 10 条 1 項（下記、育成の連携）で定める最終学歴。

教員数は、人文・経済・サービス分野で学生 25 人、技術分野では同 20 人、技能分野では同 15 人に対し教員 1 人以上。専門中級学校、職業中級学校では、総教員数に対し大学院以上の最終学歴の教員が 15%以上。各施設は、各育成分野のプログラムの最低 60%を引き受けられる常勤教員を揃える。

短期育成・養成施設、職業教育施設で教える外国人教員は、少なくとも講義する分野での 5 年の経験がなければならない。

(政令 73 号第 31 条)

政令 73 号では、学校責任者(校長)の必要条件を定めていない。ただ従来、外資教育施設の校長は、相当の教育施設で少なくとも 5 年の管理経験が要求され³⁹、活動登録にあたって外国人の場合は労働許可証や学位証書を提出するようになっていた。

また職業訓練法では一般規則として、職業訓練センターの所長について、短大以上の最終学歴および管理業務に関する育成・養成を受けている、職業中級学校の校長では、職業訓練の講義・管理に 5 年以上携わっている、大学以上の最終学歴、管理業務に関する育成・養成を受けていることなどを必要条件としている（同法第 45、46 条）。

●外国との育成の連携

a) 初級水準の職業育成では、理論を教える教員は少なくとも職業中級またはそれ相当の学校を卒業していなければならない。実習教員は少なくとも職業中級またはそれ相当の学校を卒業しているか、職人、高い技術を持つ者で師範(教職)業務またはそれ相当の育成資格が

³⁹

[http://www.dpi.hochiminhcity.gov.vn/invest/html/laws-policies/tt14-2005-ttlt-bgddt-bkhdtd.pdf#search='14%2F2005%2FTTLTBGD%EF%BC%86DTBKH%EF%BC%86DT'](http://www.dpi.hochiminhcity.gov.vn/invest/html/laws-policies/tt14-2005-ttlt-bgddt-bkhdtd.pdf#search='14%2F2005%2FTTLTBGD%EF%BC%86DTBKH%EF%BC%86DT)

なければならない。

b) 中級水準（専門中級・職業中級）の育成では、理論を教える教員は少なくとも師範大学、または技術師範大学、または講義する分野に合った専門の大学を卒業し、師範業務またはそれ相当の育成の資格を持っていないなければならない。実習教員は少なくとも、職業短大またはそれ相当の学校を卒業しているか、職人、高い技術を有する者で、師範業務またはそれ相当の育成資格を持っていないなければならない。

育成の連携で教える外国人教員は、少なくともその講義分野で 5 年の経験が必要となる。また外国語で講義する教員は、そのプログラムの要求を満たす語学力を有し、最低でもヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）の C1 またはそれ相当のレベルがなければならない。

（政令 73 号第 10 条）

②日本人の持つ資格の有効性

政令 73 号では、特に日本人の持つ資格が有効と判断される規定はない。

③日本人就業者に対する規制（業務の範囲、就業者割合）

政令 73 号では、既述したような教員数の全体的な規制以外に、業務の範囲や就業者の割合など、特に日本人就業者に対する規制はない。

④事務職・教員の募集・採用

政令 73 号では、既述したような教員の最終学歴の要件、人数割合以外に、事務職・教員の募集や採用について具体的に定めていない。ただ外国人が勤務するにあたっては、労働許可証の取得など、外国人の就労に関する規則を守らなければならない。

また本調査では触れなかったが、政令 73 号では他に、次のような規則を定めている。

【政令 73 号のその他主な内容】

- ・大学間の育成の連携に関する手続き
- ・外国との育成の連携の延長／終了手続き
- ・外資系の幼稚園、小・中・高校、短大・大学の開設手続き
- ・外資教育施設の分校開設手続き
- ・外資教育施設の活動停止・解散、分離・合併手続き
- ・外国教育施設の代表事務所開設手続き

(3)進出相談が多いケースでの具体的な手続き方法

本調査は 2012 年 10 月に実施したもので、その時点で有効であった手続きを記載する。

①インターネット上での英会話等の語学教室

ホーチミン市教育訓練局および計画投資局での聞き取りによると、外資によるインターネット上での英会話等の語学教室は、基本的には一般的な外資による教育施設の投資手続きと変わらず、語学教育等の事業を行う企業を設立した（投資認可を受けた）上で、教育訓練局から活動認可を受ける。いずれも具体的な申請が出された上でのケースバイケースでの判断となる。

計画投資局担当者によると、「インターネット上での語学教室」にも様々な形が考えられるため、具体的な事業計画を見た上で、必要に応じインターネット等を管理する情報通信省（局）や文化面を管理する文化スポーツ観光省（局）の見解を仰ぎ認可する。

この教育分野での企業設立手続きは、投資法に基づく、各分野で共通の「審査対象プロジェクトにおける投資証明書申請手続き」と同じであるため、ここでは申請書類のみを記載し、その後の教育訓練局での届け出に必要な書類を参考までに紹介する。

【審査対象プロジェクトの投資証明書交付手続き＜各事業分野共通＞】

[申請書類]

1. 投資証明書交付申請書（2006 年 10 月 19 日付計画投資省決定 1088/2006/QD-BKH 号 附属書IV-1 の様式 I-3）
2. 財務能力報告書（投資家が作成し、投資に用いる資金源と投資を実施する財政力があることが判るもの。法人の場合は財務報告書などを添付することができる）
3. 条件付投資分野のプロジェクトについて、法定の条件を満たすことの説明書
4. 経済・技術的説明書：投資の目的・規模・場所、投資額、実行計画、土地の必要性、技術的対策、環境対策等を記載する（3,000 億ドン以上の投資額のみ）
5. 会社形態に応じた定款草案：次の署名が揃っていること
 有限会社：法的代表者、会社所有主、出資者または代理人
 株式会社：法的代表者、創業株主またはその代理人
6. 会社形態に応じた出資者名簿（決定 1088/2006/QD-BKH 号の様式 I -8、I -9、I -10、または 2010 年 6 月 4 日付通達 14/2010/TT-BKH 号の様式 II -4）
7. 投資家の法的資格を確認する書類（法人の場合）：
 複資有限・株式・合名会社の設立：設立決定、事業登録証明書または相当する書類の公証済みの写し
 独資有限会社の設立：設立決定、事業登録証明書または相当する書類の公証済みの写し、会社定款またはそれに相当する書類

*外国組織の書類は領事認証を受ける（公証／認証のある写しは書類提出日までに発行か

ら3カ月以内であること)

8. 投資家が組織の場合は、代理人への委任状、および代理人の身分証明書（公証済みの写し）
9. 合弁契約書（国内企業との合弁事業である場合）
10. 国家資本の使用承認書（国家資本を使用する場合）
11. 所管機関の法定資本金確認書（法定資本金が定められている場合）
12. 社長およびその他個人の業務資格の写し（公証済みのもの）、およびその個人が現在会社で働いていることを証明する書類（業務免許が必要な場合）

（ホーチミン市計画投資局の受付窓口配布資料から作成）

【参考資料】

ホーチミン市教育訓練局が 2012 年 10 月時点でウェブサイト上で公開していた外資教育施設の活動登録手順・手続きを紹介する。(様式) と記すものは書類様式が定まっており、(様式) としているものは対訳を付け紹介する。各書類の様式は同市教育訓練局または「5. 重要な情報源の URL (法律・各省庁等) 【手続き案内】」のリンク先などから取得できる。

【申請書類】

1. 活動登録書 (様式)
2. 組織・活動計画書 (様式)
3. 学校の物理的施設に関する法的書類
4. 人事に関する書類
 - a) 校長に関する書類
(外国人の場合は、労働許可書、パスポート・ビザ、学位証書／いずれもコピーで可)
 - b) 教員名簿 (様式)
5. 審査評価書 (様式)
6. 付録
 - 計画投資省の投資許可書または市人民委員会の投資証明書
 - 教育訓練省の承認書
 - 所管機関が承認した講義プログラム・資料
 - その他関連資料

【手続きの流れ】

1. 受付窓口 (Phong Tiep dan) にて案内書類を配布、また原本 1 通 (公証済みのもの) を含む 4 通を提出。
2. 教育訓練局の各部門で提出書類を検討。
3. 活動登録地での活動条件の審査。
4. 開校審査会議にて審議。
5. 幹部組織部門により、活動登録証明書の局長署名承認手続きを実施。

GIẤY ĐĂNG KÝ HOẠT ĐỘNG

活動登録書

Kính gửi :

- Ủy ban Nhân dân thành phố Hồ Chí Minh;
- Sở Giáo dục và đào tạo thành phố.

ホーチミン市人民委員会

市教育訓練局

御中

Căn cứ Luật đầu tư năm 2005;

Căn cứ Nghị định 06/2000/NĐ-CP ngày 06 tháng 3 năm 2000 của Chính phủ nước CHXHCN Việt Nam về việc hợp tác đầu tư với nước ngoài trong lĩnh vực khám, chữa bệnh, giáo dục đào tạo, nghiên cứu khoa học tại Việt Nam,

2005 年投資法、ベトナムにおける診療、教育・育成、科学研究分野の外国との投資協力に関するベトナム社会主義共和国政府 2000 年 3 月 6 日付政令 06/2000/ND-CP 号に準拠し、

Tên cơ sở giáo dục nước ngoài (hoặc tên tổ chức)..... được Bộ Kế hoạch và Đầu tư cấp Giấy phép đầu tư (hoặc Ủy ban Nhân dân thành phố cấp Giấy chứng nhận đầu tư) số Ngày tháng năm đăng ký hoạt động với những nội dung như sau:

No. _____、 _____年 ____月 ____日付で計画投資省から投資許可(市人民委員会から投資証明書交付)を受けた _____(外国教育施設名) _____は、次の内容で活動登録いたします。

- Tên trường: 学校名

- Địa chỉ: 住所

- Điện thoại: 電話番号

- Chương trình giảng dạy: 講義プログラム

- Đối tượng tuyển sinh, quy mô tuyển sinh: 学生選抜対象・選抜規模

- Họ tên Hiệu trưởng (Giám đốc): 校長(所長)の氏名

Quốc tịch: 国籍

Số hộ chiếu: パスポート番号

Thời hạn sử dụng: 期限

- Số lượng giáo viên (người nước ngoài, người Việt nam) : 教員数(外国人、ベトナム人)

- Thời gian Giấy phép đầu tư hết hiệu lực: 投資許可期限

Đề nghị Ủy ban Nhân dân thành phố, Sở Giáo dục và Đào tạo thành phố chuẩn y và cho phép trường (Tên riêng) hoạt động kể từ năm

(Tên cơ sở giáo dục nước ngoài) cam kết thực hiện đúng chức năng, nhiệm vụ trong Giấy phép đầu tư và các quy định của pháp luật Việt Nam.

市人民委員会、市教育訓練局の____(活動開始年)____からの____(学校名)____の活動承認をお願いいたします。

____(外国教育施設名)____は、投資許可書に記載された機能、任務またベトナムの法律規定を遵守することを約束いたします。

Thủ trưởng
Ký tên, đóng dấu

組織長名
署名・捺印

ĐỀ ÁN TỔ CHỨC VÀ HOẠT ĐỘNG

組織・活動計画書

1. Sự cần thiết và lý do thành lập cơ sở giáo dục nước ngoài tại thành phố:

市に外国教育施設を設立することの必要性・理由

2. Mô hình tổ chức: 組織形態

3. Tên trường: 学校名

Trụ sở: 住所

Điện thoại: 電話番号

4. Giai đoạn phát triển ban đầu: 初期発展段階

- Về cơ sở vật chất: 物理的施設について

+敷地面積、使用面積、事務用施設、学習施設、実習・実験施設、運動場、宿舎など基本データを記載

+学習・講義に使用する設備・用具に関するデータを記載

- Về tài chính: 財政面について

+ Mức độ đầu tư: 投資額

+ Kế hoạch đầu tư: 投資計画

+ Mức thu chi học phí: 学費の収支

- Về nhân sự: 人事面について

+ Cán bộ quản lý, điều hành: 学校経営者

+ Đội ngũ giáo viên: 教員(常勤・非常勤)、外国人教員(ともに人数・質を記載し、外国人は労働許可証番号も記す)

+ Đội ngũ nhân viên: 職員

- Đối tượng tuyển sinh: 選抜対象(ベトナム人・外国人および基準)

- Quy mô đào tạo, tuyển sinh: 選抜・育成規模

- Chương trình: プログラム(講義プログラムの内容を記載)

- Văn bằng, chứng chỉ sẽ cấp và cơ chế đảm bảo chất lượng đào tạo, kiểm định chất lượng, thi cử: 授与する学位・資格、育成の質の確保および検定、試験の方法

5. Giai đoạn phát triển tiếp theo (dự kiến): 次の発展段階(予定)

6. Các văn bản khác có liên quan: その他関連書類

- プログラムを使用することを認めた外国教育組織の書類

- 学校設立を申請する組織の定款または活動規則

- 法的資格、資金源、財政力を確認する書類

ỦY BAN NHÂN DÂN
THÀNH PHỐ HỒ CHÍ MINH
SỞ GIÁO DỤC VÀ ĐÀO TẠO
ホーチミン市人民委員会
教育訓練局

CỘNG HÒA XÃ HỘI CHỦ NGHĨA VIỆT NAM
Độc lập – Tự do – Hạnh phúc
ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

TP. Hồ Chí Minh, ngày.....tháng.....năm 200....
ホーチミン市、20 年 月 日

BIÊN BẢN THẨM ĐỊNH
VỀ ĐIỀU KIỆN HOẠT ĐỘNG CỦA CƠ SỞ GIÁO DỤC
CÓ VỐN ĐẦU TƯ NƯỚC NGOÀI
外資教育施設の活動条件に関する審査評価書

1. Thời gian và địa điểm: 審査日時・場所
2. Tên cơ sở giáo dục có vốn đầu tư nước ngoài: 外資教育施設名
- Số Giấy phép đầu tư: 投資許可書番号 ngày cấp: 発給日
Cơ quan cấp: 発給機関
- Địa chỉ cơ sở: 教育施設の住所
3. Thành phần của Đoàn thẩm định: 審査団の構成
4. Đại diện của cơ sở giáo dục có vốn đầu tư nước ngoài được thẩm định:
審査対象の外資教育施設の代表者
5. Kết quả thẩm định: 審査結果
-投資内容(活動目標、投資総額、審査対象期の投資額、規模、審査対象期の規模)
-審査時点での物理的施設
-学習・講義用の設備
-組織体制・人事・教員
-学費
-承認されたプログラム
-教育環境
6. Kết luận và kiến nghị: 結論と提案

Biên bản thẩm định này được lập theo yêu cầu thẩm định của (tên cơ sở giáo dục có vốn nước ngoài), làm thành 5 bản và được đọc cho toàn thể các bên tham gia thẩm định nghe và ký xác nhận.

本審査書は、 (外資教育施設名) の審査請求に基づき作成され、5通からなり、審査参加者全体に読み上げられ、確認の署名がなされたものである。

ĐẠI DIỆN CƠ SỞ GIÁO DỤC
CÓ VỐN ĐẦU TƯ NƯỚC NGOÀI
(Ký tên và đóng dấu)

外資教育施設の代表者
(署名・捺印)

ĐẠI DIỆN
SỞ GIÁO DỤC VÀ ĐÀO TẠO
(Ký tên và đóng dấu)

教育訓練局代表者
(署名・捺印)

②現地国家資格等を取得するための専門学校

ホーチミン市教育訓練局および計画投資局での聞き取りによると、現地国家資格等を取得するための学校設立は基本的には「職業訓練校」としての扱いになる。こちらも一般的な外資による職業訓練校開設手続き以外に個別に定められたものはなく、まずは計画投資局で投資認可を受け、教育訓練局や労働傷病兵社会福祉局へ活動を申請する。

なお両局の担当者は、このような形態での外資の事業展開は前例がなく、そもそも外資による教育・育成事業は審査が厳しいこともあり、設立はなかなか難しいだろうと回答している。むしろ具体的な事業計画を持ての相談ではないため、この回答は一般論として判断されたい。

ここでは 2012 年 10 月時点でホーチミン市労働傷病兵社会福祉局が公開していた外資による一般的な職業訓練校の設立に必要な書類を紹介する。

(様式) とあるものは、書類様式が定められているもので、(様式) としている書類を対訳を付け紹介する。各書類様式は、市労働傷病兵社会福祉局または「5.重要な情報源の URL (法律・各省庁等)【手続き案内】」のリンク先などから取得できる。施設の形態により様式が複数定められている場合がある。

[申請書類]

1. 職業訓練活動登録申請書 (様式)
2. 組織の設立決定書の写し：
外資の場合は投資許可書／投資証明書または設立許可決定書の写し
3. 職業訓練活動の保障条件に関する実状報告書 (様式)
4. 物理的施設の総合報告書 (様式)
5. 所管機関の承認済みの定款、活動規則の写し (様式)
6. 組織長の承認した詳細な職業訓練プログラム (様式)
7. 校長の任命決定書または認定書の写し、または職業訓練の責任者を任命した取締役会などの書類 (ホーチミン市人民委員会が設立を決定・許可した職業中級学校、職業訓練センター、および社長が直接職業訓練を管理する企業は不要)
8. 学校経営者 (上記 7) の履歴書 (様式)
9. 学校経営者、教員、職業訓練に携わる職員の名簿 (様式)
10. 学校経営者および教員 (上記 9 に名がある者) の学位・資格証明書の写し
責任者 (投資主ではない) および教員が外国人の場合は労働許可証の写しも添付
11. 教員の健康診断書 (必要がある場合／各区県医療機関・病院の様式)
12. 物理的施設・建設物に関する書類の写し (いずれか一つ)
 - －土地使用权・住宅所有权証明書
 - －建設物完工証明書 (施設を新規建設する場合)
 - －育成任務のための所管機関の建設物使用权移譲決定

ー住宅・建設物の賃借契約書（育成施設として使用することが明記されていること／公証）

13. 予定の学費登録書（様式）

14. 医療・医薬、車両運転、船舶運転、鉄道運転、警備業での育成で、条件が揃っていることを確認した中央管轄省の書類

15. 各区県労働傷病兵社会福祉室の結論書（各区県労働傷病兵社会福祉室で登録する場合）

*書類の写しはいずれも公証済みの写しで、外国語書類は公証済みのベトナム語訳文を添付する。

CƠ QUAN CHỦ QUẢN (nếu có)

TÊN CƠ SỞ ĐĂNG KÝ

主管機関 (該当ある場合)

登録施設名

CỘNG HÒA XÃ HỘI CHỦ NGHĨA VIỆT NAM

Độc lập - Tự do - Hạnh phúc

ベトナム社会主義共和国

独立・自由・幸福

....., ngày.....tháng..... năm 20.....

(作成地名), 20 年 月 日

ĐƠN ĐĂNG KÝ HOẠT ĐỘNG DẠY NGHỀ

職業訓練活動登録書

Kính gửi: 宛先所管機関名

1. Tên cơ sở đăng ký: 登録施設名

Tên giao dịch quốc tế: 国際商号

2. Địa chỉ trụ sở chính: 本校住所

Điện thoại: 電話

Fax:

Email:

Địa chỉ phân hiệu/cơ sở đào tạo khác (nếu có): 分校・その他育成施設の住所 (該当ある場合)

3. Quyết định thành lập (Giấy phép/Giấy chứng nhận đầu tư, Giấy chứng nhận đăng ký kinh doanh): 設立決定書(投資許可/証明書、事業登録証明書)

số: 番号

Ngày tháng năm cấp: 発行年月日

Cơ quan cấp: 発行機関

4. Họ và tên Hiệu trưởng/Giám đốc/Người đứng đầu: 校長・所長・責任者の氏名

Địa chỉ: 住所

Số CMND/Hộ chiếu: ID カード/パスポート番号

5. Đăng ký hoạt động dạy nghề: 職業訓練活動登録

- Trụ sở chính: 本校

Số TT No.	Tên nghề 職種名	Mã nghề 職種コード	Trình độ đào tạo 育成水準	Quy mô tuyển sinh 選抜規模		
				Năm 年	Năm 年	Năm 年

- Phân hiệu/cơ sở đào tạo khác (nếu có): 分校・その他育成施設（該当ある場合）

Số TT	Tên nghề 職種名	Mã nghề 職種コード	Trình độ đào tạo 育成水準	Quy mô tuyển sinh 選抜規模		
				Năm 年	Năm 年	Năm 年

6. Chúng tôi xin cam kết thực hiện đúng những quy định pháp luật về dạy nghề và các quy định khác của pháp luật có liên quan.

職業訓練に関する法規、および関連の法規を遵守することを約束いたします。

HIỆU TRƯỞNG/GIÁM ĐỐC/NGƯỜI ĐỨNG ĐẦU

(Ký tên, đóng dấu, ghi rõ họ và tên)

校長/所長/責任者

(署名、捺印、氏名を明記)

TÊN CƠ QUAN CHỦ QUẢN (nếu có)	CỘNG HÒA XÃ HỘI CHỦ NGHĨA VIỆT NAM
TÊN CƠ SỞ ĐĂNG KÝ	Độc lập - Tự do - Hạnh phúc
主管機関 (該当ある場合)	ベトナム社会主義共和国
登録施設名	独立・自由・幸福
	, ngày.....tháng..... năm 20.....
	(作成地名)、 20 年 月 日

BÁO CÁO
THỰC TRẠNG VỀ MỘT SỐ ĐIỀU KIỆN ĐẢM BẢO
CHO HOẠT ĐỘNG DẠY NGHỀ
(Dành cho trường trung cấp nghề, trung tâm dạy nghề)

職業訓練活動
保障条件実状報告書
(職業中級学校・職業訓練センター)

Phần thứ nhất
THỰC TRẠNG CHUNG VỀ CƠ SỞ VẬT CHẤT, TRANG THIẾT BỊ ,
CÁN BỘ QUẢN LÝ VÀ GIÁO VIÊN

第 1 部
物理的施設、設備、
学校経営者および教員の概要

- I. Cơ sở vật chất và thiết bị chung của trường: 学校の共用の物理的施設・設備
1. Tổng quan về cơ sở vật chất chung của trường: 学校の共用の物理的施設の概要
- Các công trình và tổng diện tích sử dụng của từng công trình
建設物、建設物それぞれの総使用面積
 - Các phân hiệu/cơ sở đào tạo khác (nếu có)
分校・その他育成施設 (該当ある場合)
2. Các công trình, phòng học sử dụng chung : 共用の建設物、教室
- Các phòng học được sử dụng chung : 共用の教室
 - Phòng thí nghiệm/thực nghiệm; xưởng thực hành 実験・実習室/実習工場
 - Các công trình phụ trợ (Hội trường; thư viện; khu thể thao; ký túc xá...)
付帯施設(講堂、図書館、スポーツ区、寮など)

3. Các thiết bị giảng dạy sử dụng chung: 共用の講義設備

II. Cán bộ quản lý, giáo viên: 学校経営者、教員

1. Cán bộ quản lý và giáo viên: 学校経営者、教員

- Tổng số: 総数

- Cán bộ quản lý: 学校経営者

- Giáo viên (cơ hữu; thỉnh giảng, kiêm chức...): 教員(常勤・非常勤)

2. Danh sách giáo viên giảng dạy các môn học chung của trường

学校の共通科目を講義する教員名簿

Phần thứ hai

THỰC TRẠNG CƠ SỞ VẬT CHẤT, THIẾT BỊ, GIÁO VIÊN, CHƯƠNG TRÌNH,
GIÁO TRÌNH DẠY NGHỀ ĐỐI VỚI TỪNG NGHỀ ĐÀO TẠO

第2部

各育成分野の物理的施設、設備、
教員、プログラム、教科書の状況

I. Nghề: 職種 trình độ đào tạo: 育成水準

1. Cơ sở vật chất, thiết bị dạy nghề: 職業訓練の物理的施設・設備

1.1. Cơ sở vật chất: 物理的施設

- Số phòng học lý thuyết chuyên nghề: 理論を学ぶ教室数

- Số phòng/xưởng thực hành nghề: 実習室・工場数

1.2 Thiết bị dạy nghề: 職業訓練用の設備

TT No	Tên thiết bị dạy nghề, đặc tính kỹ thuật 職業訓練用の設備、技術的特性	Số lượng 数	Năm sản xuất 製造年
1			
..			

2. Giáo viên dạy nghề: 教員

- Tổng số giáo viên của nghề: 教員総数

- Tỷ lệ học sinh, sinh viên quy đổi/giáo viên quy đổi: 教員1人あたりの学生数

- Giáo viên cơ hữu: 常勤教員(学校経営者が講義に参加する場合は、年間講義時間を記載)

TT	Họ và tên 氏名	Trình độ, ngành, nghề được đào tạo 最終学歴・育成 を受けた職種	Trình độ kỹ năng nghề 技術スキル の水準	Trình độ nghề nghiệp vụ sư phạm 師範業務の 水準	Môn học/môđun giảng dạy 講義科目/モジ ュール
1					
..					

- Giáo viên thỉnh giảng (nếu có) : 非常勤教員 (該当ある場合)

TT	Họ và tên 氏名	Trình độ, ngành, nghề được đào tạo 最終学歴・ 育成を受け た職種	Trình độ kỹ năng nghề 技術スキ ルの水準	Trình độ nghề nghiệp vụ sư phạm 師範業務 の水準	Môn học/môđun giảng dạy 講義科目/ モジュール	Tổng số giờ giảng dạy/năm 年間の講義 時間
1						
..						

3. Chương trình, giáo trình: プログラム・教科書

3.1. Thông tin chung về chương trình, giáo trình, tài liệu giảng dạy

プログラム、教科書、講義資料に関する一般的な情報.

ープログラム名、育成水準、育成時間、選抜対象、学問・モジュール数

ー教科書、講義資料の種類等を記載

3.2. Chương trình dạy nghề (có chương trình dạy nghề chi tiết kèm theo)

職業訓練プログラム(添付資料)

(以下 2 職種目以降を I 同様に記載する)

HIỆU TRƯỞNG/GIÁM ĐỐC/NGƯỜI ĐỨNG ĐẦU

(Ký tên, đóng dấu, ghi rõ họ và tên)

校長/所長/責任者

(署名、捺印、氏名を明記)

CƠ QUAN CHỦ QUẢN (nếu có)

TÊN CƠ SỞ ĐĂNG KÝ

主管機関 (該当ある場合)

登録施設名

CỘNG HÒA XÃ HỘI CHỦ NGHĨA VIỆT NAM

Độc lập - Tự do - Hạnh phúc

ベトナム社会主義共和国

独立・自由・幸福

....., ngày.....tháng..... năm 20.....

(作成地名)、 20 年 月 日

CHƯƠNG TRÌNH DẠY NGHỀ

職業訓練プログラム

(注：初級・非正規生涯職業訓練⁴⁰の様式)

Tên nghề : 職業名

Trình độ đào tạo: 育成水準

Đối tượng tuyển sinh: 選抜対象(最終学歴、年齢、健康面の条件を明記)

Bằng cấp sau khi tốt nghiệp: 卒業後の資格

Thời gian đào tạo: 育成時間

Lý thuyết: 理論..... 時間 Thực hành : 実習 時間

I. MỤC TIÊU ĐÀO TẠO: 育成目標

(修了後に学生が到達しなければならない知識・スキルを具体的に)

-職業知識 :

-職業スキル :

II. NỘI DUNG CHƯƠNG TRÌNH VÀ PHÂN BỐ THỜI GIAN

プログラムの内容と時間配分

1 Nội dung tổng quát và phân bố thời gian: 内容の概要と時間配分

TT No	Tên chương mục 項目名	Thời gian 時間			
		Tổng số 合計	Lý thuyết 理論	Thực hành Bài tập 実習・練習	Kiểm tra (LT hoặc TH) 検査 (理論・実習)
1.	Tên chương hoặc bài 1 : 章/課名				

⁴⁰ 職業訓練センター、職業中級学校、専門中級学校、職業短大で継続的に行なわれる正規プログラム以外の、学習者の需要にあわせ時間や場所、育成方法を柔軟にした職業スキル養成。各学校で個々にプログラムを組める。(職業訓練法第I章4節)

....	(以下、同様) Thi tốt nghiệp, kiểm tra cuối khóa 卒業試験、修了試験				
Cộng 合計					

2. Nội dung chi tiết: 詳細内容

Tên Chương hoặc bài 1: 章/課名

Tổng thời gian: 合計.....時間 (試験 時間) (実習 時間)

1. Mục 1: 第 1 項目

.....

.....

2. Mục 2: 第 2 項目

.....

.....

(以下、同様に記載)

HIỆU TRƯỞNG/GIÁM ĐỐC/NGƯỜI ĐỨNG ĐẦU

(Ký tên, đóng dấu, ghi rõ họ và tên)

校長/所長/責任者

(署名、捺印、氏名を明記)

TÊN CƠ QUAN CHỦ QUẢN (nếu có)

TÊN CƠ SỞ ĐĂNG KÝ

主管機関 (該当ある場合)

登録施設名

CỘNG HÒA XÃ HỘI CHỦ NGHĨA VIỆT NAM

Độc lập - Tự do - Hạnh phúc

ベトナム社会主義共和国

独立・自由・幸福

....., ngày.....tháng..... năm 20.....

(作成地名)、 20 年 月 日

BẢNG ĐĂNG KÝ GIÁ HỌC PHÍ (DỰ KIẾN)

(01 học sinh/ngành)

学費(予定)登録書

(1 職種/学生)

Đơn vị tính: đồng 単位: ドン

TT No	Tên Nghề 職種名	Thời gian 時間				Học phí đăng ký 学費	Ghi chú 注記
		Tổng số 合計	Lý thuyết 理論	Thực hành Bài tập 実習・練習	Kiểm tra * (LT hoặc TH) 試験(理論・実習)		
1.							
2.							

B- PHÂN TÍCH HỌC PHÍ TỪNG NGHỀ (Tính trên 1 lớp/1 nghề: học viên):

各職種の学費詳細(1 職種 1 クラス ____人で計算)

1.Thù lao giáo viên: 教員報酬

2.Nguyên vật liệu thực hành: 実習原材料

3.Khấu hao thiết bị, máy móc: 機械設備の減価償却

4.Thuê mượn hoặc khấu hao nhà, xưởng: 建物・工場の賃借費・減価償却費

5.Thuế (nếu có): 税金 (該当ある場合)

6.Các khoản chi quảng cáo, chiêu sinh, điện nước, thông tin, quản lý và các chi khác

広告・募集・水道/電気料金・通信費・管理費・その他

HIỆU TRƯỞNG/GIÁM ĐỐC/NGƯỜI ĐỨNG ĐẦU

(Ký tên, đóng dấu, ghi rõ họ và tên)

校長/所長/責任者

(署名、捺印、氏名を明記)

4.教育産業の主な事業者に関する情報

本調査で対象とした非公式教育サービスを中心に、日系、外資系、ほか知名度の高い学校・事業者を紹介する（ウェブサイトの記載がないものはサイトなし）。

【日本人学校】

●ハノイ日本人学校

住所：Ham Nghi, My Dinh 2, Tu Liem, Hanoi

TEL：84-4-3764-9877 Email：school@jshanoi.com Website：<http://www.jshanoi.com>

●ホーチミン日本人学校

住所：Saigon South, Block M9, Tan Phu Ward, Dist.7, Ho Chi Minh City

TEL：84-8-5417-9013 Email：school@jschool-hcmc.net

Website：<http://jschool-hcmc.net>

●ホーチミン日本人補習校（在ホーチミン日本国総領事館気付）

住所：Saigon South, Block M9, Tan Phu Ward, Dist.7, Ho Chi Minh City

TEL：84-90-362-8568 Email：hcm_hosyuko@hotmail.com

【英語学校】

●Apollo Education&Training Organization

住所：67 Le Van Huu, Hai Ba Trung, Hanoi

：129 Dien Bien Phu, Ward 15, Binh Thanh, Ho Chi Minh City

TEL：84-4-3943-2051（ハノイ） 84-8-3840-7799（ホーチミン市）

Email：talk2us@apolloedutrain.com Website：<http://apollo.edu.vn/en>

●British Council

住所：20 Thuy Khue, Tay Ho, Hanoi

：25 Le Duan, Dist.1, Ho Chi Minh City

TEL：84-4-3843-6780（ハノイ） 84-8-3823-2862（ホーチミン市）

Email：bchanoi@britishcouncil.org.vn Website：<http://www.britishcouncil.org/vietnam>

●VUS

住所：189 Nguyen Thi Minh Khai, Dist.1, Ho Chi Minh City

TEL：84-8-3925-9800 Email：info@vus-etsc.edu.vn Website：<http://www.vus.edu.vn/>

●ILA Training Center

住所：146 Nguyen Dinh Chieu, Dist.3, Ho Chi Minh-City

TEL: 84-8-3521-8788 Email : info@ilavietnam.com

Website : <http://www.ilavietnam.com>

【日本語学校】

●ヌイチュック日本語センター

住所：15 ngo Nui Truc, Ba Dinh, Hanoi

TEL：84-4-3846-0341

Website : <http://www.trungtamtiengnhat.edu.vn/> (サイト内に問合せページ)

●ドンユー日本語学校

住所：43D/46 Ho Van Hue., Phu Nhuan, Ho Chi Minh City

TEL：84-8-3845-3782 Email : dongdu@hcm.vnn.vn

Website : <http://www.dongdu.edu.vn>

●さくら日本語学校

住所：228 Nam Ky Khoi Nghia, Dist.3, Ho Chi Minh-City

TEL：84-8-3932-0750 Email : info@sakura-vn.com

Website : <http://www.sakura-vn.com/>

●TOP GLOBIS

住所：Southern Cross Sky View, CR3-6 CR3-7, Dist.7, Ho Chi Minh-City

TEL：84-8-5414-7001 Email : vntgtc@yahoo.co.jp

Website : <http://live.topglobis.com/www/index.php>

【学習塾】

●公文式(Kumon Vietnam Co., Ltd.)

住所：Floor 14, Vincom Center, 72 Le Thanh Ton, Dist.1, Ho Chi Minh-City

Tel : 84-8-3827-7830 Email : enquiry@kumon.com.vn

Website : <http://vn.kumonglobal.com/>

●MATHNASIUM

住所：26/41-43-45 Nguyen Minh Hoang, Tan Binh, Ho Chi Minh-City

TEL: 84-8-3811-2988 Email : lienhe@mathnasium.vn

Website : <http://mathnasium.vn/vn/>

●すばるアカデミー

住所：22-24 Dinh Cong Trang, Dist.1, Ho Chi Minh-City

TEL：84-8-3820-9264 Email：bep@viettel.vn

Website：<http://www.2m.biglobe.ne.jp/~saigon/subaru.htm>

●青葉セミナー

住所：3F, C6 Dong Quan, No.15,Dong Quan, Cau Giay, Hanoi

TEL：84-167-487-5617 Email：info@aosemihanoi.com

Website：<http://www.aosemihanoi.com/>

●栄光ゼミナールハノイ校

住所：No.26,Lane211,Xa Dan Street,Dong Da District,Hanoi

TEL：84-4-3736-6872 Email：kenta-horiuchi@eikoh-seminar.com

Website：<http://www.eikoh-seminar.com/hanoi/>

【専門学校】

●越日専門学校（麻生専門学校グループ）

住所：3 KDC Kien Phat, Tan An, Long An

TEL：84-72-3524-579 Email：info@truongvietnhat.edu.vn

Website：<http://jp.yamato.vn/Intro03.htm> <http://www.truongvietnhat.edu.vn/>

●KAIZEN YOSHIDA SCHOOL

住所：2R-2R1 Binh Gia, Ward.13, Tan Binh, Ho Chi Minh City

TEL：84-8-6266-6222 Email：info@kaizen.vn Website：<http://www.kaizen.vn/>

●東京ビューティーアートカレッジ ホーチミン

住所：472-474 Tran Hung Dao, Dist.5, Ho Chi Minh City

TEL：84-8-6261-1130 Email：bxart@beautyartcollege.com

Website：<http://www.beautyartcollege.com/>

5.重要な情報源の URL（法律・各省庁等）

本調査で参考にした法律や関係機関の手続き案内を中心に記載する。規定が変りやすい国であること、また法律の下に政令や通達が随時出されるため、注意が必要である。

【法律・規定】

- ・教育分野における外国との協力・投資について規定した政令 73/2012/ND-CP 号

http://vanban.chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/hethongvanban?class_id=1&page=1&mode=detail&document_id=163907 （リンク先 PDF）

- ・教育法 38/2005/QH11 号

http://vbqppl.moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=18148

- ・教育法の一部条項の改正・補立法 44/2009/QH12 号

http://vbqppl.moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=23806

- ・教育法および労働法の職業訓練条項の一部細則政令 139/2006/ND-CP 号

http://vbqppl.moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=14867

- ・教育法の一部条項の細則政令 75/2006/ND-CP 号

http://vbqppl.moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=15669

- ・職業訓練法 76/2006/QH11 号

http://vbqppl.moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=14851

- ・職業訓練法第 62 条・第 72 条の細則政令 43/2008/ND-CP 号

http://vbqppl.moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=24678

- ・職業訓練活動の登録に関する通達 29/2011/TT-BLDTBXH 号

http://vbqppl.moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=27081

- ・世界貿易機関誓約

<http://fia.mpi.gov.vn/uploads/Doc/Bieu%20Cam%20ket%20dich%20vu.pdf> (PDF)

- ・投資法 59/2005/QH11 号

http://vanban.chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/hethongvanban?class_id=1&page=8&mode=detail&document_id=29555

- ・投資法の一部細則政令 108/2006/ND-CP 号

http://vbqppl.moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=15242

- ・ベトナムでの投資手続きの書類様式を公告した計画投資省決定 1088/2006/QD-BKH 号

http://vbqppl.moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=24577

- ・事業登録手続き・手順・書類について定めた計画投資省通達 14/2010/TT-BKH 号

http://vbqppl.moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=25358

- ・企業法 60/2005/QH11 号

<http://www.dpi.hochiminhcity.gov.vn/data/news/2006/6/682/Luatdoanhnghiep.htm>

- ・企業法の一部細則政令 102/2010/ND-CP

http://vbqppl.moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=25796

- ・事業所得税法 14/2008/QH12 号

http://vbqppl.moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=12821

- ・非農業用地使用税法 48/2010/QH12 号

http://vbqppl.moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=25945

・付加価値税法 13/2008/QH12 号

http://vbqppl.moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=12820

・輸出税・輸入税法 45/2005/QH11 号

http://vbqppl.moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=18152

・診療・教育育成・科学研究分野の外国との協力・投資に関する政令 06/2000/ND-CP 号（政令 73/2012/ND-CP 号に置き換わる前の規定）

http://vbqppl.moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=6380

・政令 06/2000/ND-CP 号の一部細則を案内した通達 14/2005/TTLT-BGD&DT-BKH&DT 号

http://vbqppl.moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=18266

・ベトナムにおける外国文化・教育施設の設立・活動に関する規定政令 18/2001/ND-CP 号（政令 73/2012/ND-CP 号に置き換わる前の規定）

http://vbqppl.moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=23457

・政令 18/2001/ND-CP 号の一部細則を案内した通達 15/2003/TT-BGDDT 号

http://vbqppl.moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=19839

【手続き案内】

・行政手続き国家データベース

http://csdl.thutuchanhchinh.vn/ho_so_tthc/hai_phong/t_hpg_148677_tt

・ホーチミン市教育訓練局 外資教育施設活動登録手続き案内

<http://www.hcm.edu.vn/thutuc/hstl2.htm>

- ・ ホーチミン市労働傷病兵社会福祉局 外資職業訓練施設手続き案内

http://www.sldtbxh.hochiminhcity.gov.vn/web/guest/109?p_p_id=EXT_ARTICLEVIEW&p_p_lifecycle=0&p_p_col_id=column-home-lltnxp-center&p_p_col_count=1&EXT_ARTICLEVIEW_groupId=10217&EXT_ARTICLEVIEW_articleId=140085&EXT_ARTICLEVIEW_version=1.0&EXT_ARTICLEVIEW_redirect=%2Fweb%2Fguest%2F109

*いずれも 2012 年 10 月時点で掲載されていたのは新政令発効前の手続き。

【教育関連の新聞・情報サイト】

<オンライン新聞>

- ・ Bao Giao Duc & Thoi Dai (教育訓練省)

<http://gdtd.vn/>

- ・ Bao Giao Duc Thanh Pho Ho Chi Minh (ホーチミン市教育訓練局)

<http://giaoduc.edu.vn/>

- ・ Bao Giao Duc Viet Nam (大学・短大協会)

<http://giaoduc.net.vn/>

<情報サイト>

- ・ Tu Van Tuyen Sinh (入学情報サイト)

<http://www.tuvantuyensinh.edu.vn/>

- ・ Thong Tin Tuyen Sinh (入学情報サイト)

<http://www.thongtintuyensinh.vn/Default.htm>

6.関連省庁・業界団体など問い合わせ先リスト

【関連省庁】

各申請先となる地方の部局は、「P.13 (3)教育産業特有の参入手続きにおける注意点 ②管轄省庁」を参照。

●教育訓練省

Bo Giao duc va Dao tao / Ministry of Education and Training

住所：49 Dai Co Viet, Hanoi

TEL：84-4-3869-5144 Email: bogddt@moet.edu.vn

Website： <http://www.moet.gov.vn> <http://en.moet.gov.vn/>

●労働傷病兵社会福祉省

Bo Lao dong Thuong binh va Xa hoi / Ministry of Labor-Invalids and Social Affairs

住所：12 Ngo Quyen, Hoan Kiem, Hanoi

TEL：84-4-38248913 E-mail： tiepnhanykien@molisa.gov.vn lasic@molisa.gov.vn

Website： <http://www.molisa.gov.vn/>

●計画投資省

Bo Ke hoach va Dau tu / Ministry of Planning and Investment

住所：6B Hoang Dieu, Ba Dinh, Hanoi

TEL: 84-4-3845-5298 Email： banbientap@mpi.gov.vn

Website： http://www.mpi.gov.vn/portal/page/portal/mpi_en

【業界団体】

・私立大学・短大協会 / Hiep hoi cac truong dai hoc, cao dang ngoai cong lap

住所：82 Ngoc Khanh, Ba Dinh, Hanoi

TEL：84-4-3869-5144（教育訓練省内） E-mail： bogddt@moet.edu.vn（同）

・経済・技術中級・短大協会 / Hiep hoi cac truong CD, trung cap kinh te, ky thuat(ATEC)

住所：16, Ngo 5, Cum 1 Thon Loc, Xuan Dinh, Tu Liem, Hanoi

TEL：84-4-3782-2280 Email： atecnews@gmail.com

Website： <http://atec.edu.vn/default.aspx>

・職業訓練協会／Hoi Day nghe

住所：2Floor B, 2 Dinh Le, Hoan Kiem, Hanoi

TEL：84-4-3936-7419 Email：hoidnvn@gmail.com

・ベトナム人材開発科学協会／Hoi Khoa hoc Phat trien Nguon nhan luc va nhan tai Viet Nam

住所：18 Lot 2C, Trung Hoa, Cau Giay, Hanoi

TEL：84-4-3783-2395

Email：nhanluc_nhantai_vn@fpt.vn／nhanluc_nhantai_vn@vnn.vn

Website：<http://www.nhantai.org.vn>

・ベトナム奨学協会／Hoi Khuyen hoc Viet Nam (VSPS)

住所：15 / 6A Thanh Cong, Ba Dinh, Hanoi.

TEL：84-4-3772-6148 E-mail：khuyenhocvn@gmail.com

Website：<http://www.hoikhuyenhoc.vn>

・ホーチミン市奨学協会／Hoi khuyen hoc TP HCM

住所：68 Le Thanh Ton, Dist.1, Ho Chi Minh City

TEL：84-8-3829-4206 Email：hoikhuyenhoctphcm@yahoo.com

Website：<http://khuyenhochcm.com.vn/>

・ベトナム教育設備協会／Hiep hoi Thiet bi giao duc Viet Nam (VINASOEE)

住所：202,VIII- C Bldg., 30 Ta Quang Buu, Bach Khoa Ward, Hai Ba Trung, Hanoi

Tel：84-4-3868-4692 Email：hiephoitbgdvn@moet.edu.vn

Website：<http://en.ippm.edu.vn/?site=367>

・ベトナム地域社会短大協会／Hiep Hoi Cao Dang Cong Dong Viet Nam (VACC)

住所：Khu nha Da nang Hoa Anh Dao, Lot 2B, X3, My Dinh I, Tu Liem, Hanoi

TEL：84-4-6287-2737 Email：vacc_vn2006@yahoo.com.vn

Website：<http://vacc.org.vn/>

本報告書の利用についての注意・免責事項

本調査報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の各海外事務所を通じ委託調査を行い、ビジネス情報サービス部で取りまとめたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしも日本貿易振興機構（ジェトロ）の見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。